

北区男女共同参画行動計画  
第5次アゼリアプラン

事業実績報告書

【令和元年度】

令和2年9月

東京都北区



# 目次

## 第1章 アゼリアプラン実績報告の概要

1. 第5次北区男女共同参画行動計画（アゼリアプラン）の概要 .....	2
（1）計画の性格 .....	3
（2）計画の進捗評価 .....	3
（3）計画がめざす目標 .....	3
（4）計画の体系 .....	4
2. 令和元年度における重点取組内容 .....	6
3. 評価の進め方 .....	7

## 第2章 アゼリアプランの進捗評価と今後の取組

1. 第5次アゼリアプラン 令和元年度事業の進捗評価	
（1）北区男女共同参画審議会による目標単位の総合評価 .....	1 2
（2）課題別評価 .....	1 4
（3）課題ごとの数値目標一覧 .....	1 6
（4）事業実績及び評価一覧（重点取組含む） .....	1 7
（5）男女共同参画配慮度チェック .....	3 2
2. 今後の取組	
（1）第6次アゼリアプラン策定経緯 .....	4 1
（2）第6次アゼリアプラン 令和2年度事業の重点取組 .....	4 2

## 第3章 男女共同参画苦情解決委員会の状況

1. 令和元年度北区男女共同参画推進に関する苦情の申出状況 .....	4 3
2. 令和元年度北区男女共同参画苦情解決委員会の開催状況 .....	4 3

### ■参考資料■

・東京都北区男女共同参画条例 .....	4 4
----------------------	-----

## 第1章 アゼリアプラン実績報告の概要

1. 第5次北区男女共同参画行動計画（アゼリアプラン）の概要
  - （1）計画の性格
  - （2）計画の進捗評価
  - （3）計画がめざす目標
  - （4）計画の体系
  
2. 令和元年度における重点取組内容
  
3. 評価の進め方

## 1. 第5次北区男女共同参画行動計画（アゼリアプラン）の概要

北区では、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」をめざし、施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、北区男女共同参画行動計画（アゼリアプラン）を策定してきました。

そして、平成18年6月に「北区男女共同参画条例」を制定し、7つの基本理念を掲げ、豊かで暮らしやすい地域社会の実現に向けての基盤整備を行いました。また、平成26年度に第5次アゼリアプラン（平成27年度～平成31年度）を策定しました。

このアゼリアプランの実効性を高めるために計画の評価システムを導入し、現在、その推進に取り組んでいるところです。

### （7つの基本理念）

- 1 すべての区民は人権が尊重され、性別による差別を受けず、個性と能力が発揮できる機会が確保されること。
- 2 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度・慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること。
- 3 すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策・方針の立案・決定に参画できる機会が確保されること。
- 4 あらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- 5 すべての区民が相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と社会的活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること。
- 6 すべての区民が互いの性を理解し、意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。
- 7 地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に男女共同参画が推進されること。

## (1) 計画の性格

- ①この計画は、平成27年度から平成31年度までに取り組む「北区男女共同参画行動計画」(第5次アゼリアプラン)です。
- ②この計画は、北区男女共同参画条例第10条に定める行動計画です。
- ③この計画は、北区男女共同参画審議会の提言を尊重し、策定したものです。
- ④この計画は、男女共同参画社会基本法に規定する市町村男女共同参画計画として位置づけます。

## (2) 計画の進捗評価

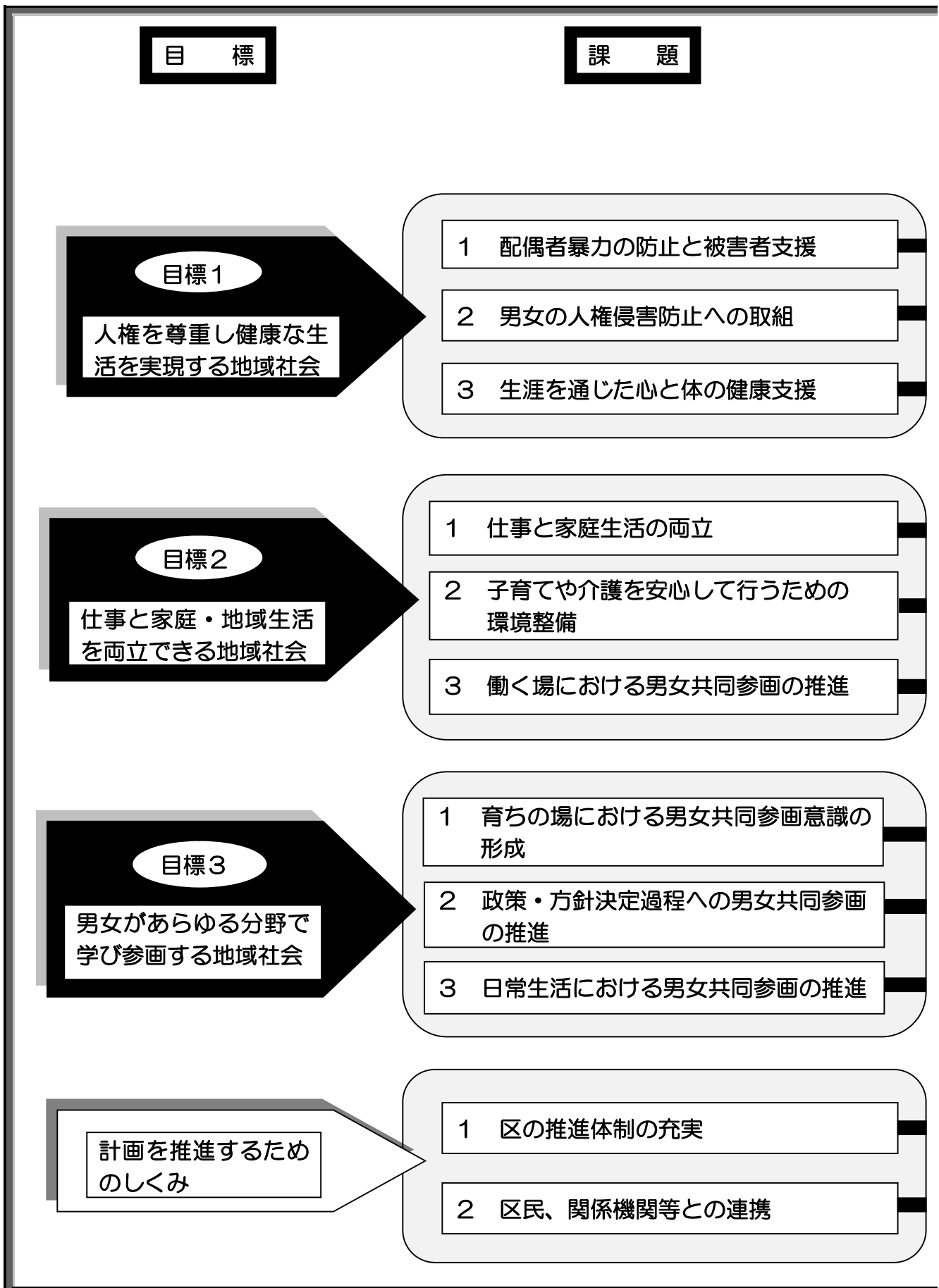
この計画は、毎年、多様性社会推進課が計画の進捗状況を確認し、「北区男女共同参画審議会」において、進捗状況の評価を行います。

## (3) 計画がめざす目標

計画では、条例の基本理念に基づき、地域社会の姿の目標として3つの目標を掲げ、その実現をめざします。

- ①人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会  
男女がともに個性と人格を尊重し、互いの性を理解しあい、生涯にわたり心も体も健康に過ごせる地域社会
- ②仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会  
男女がともにライフステージに応じて働き方を選択し、仕事と家庭や地域生活をバランス良く両立できる地域社会
- ③男女があらゆる分野で学び参画する地域社会  
男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野で学び参画し、男女共同参画に主体的に取り組む地域社会

## (4) 計画の体系



## 施策の方向

- 配偶者暴力の未然防止 ■配偶者暴力の早期発見の推進
- 相談体制の充実 ■被害者支援の充実

- 虐待防止への取組 ■人権意識の向上

- 妊娠・出産期に関わる支援 ■健康づくりへの支援
- 互いの性を尊重した健康づくりの推進

- 企業等への働きかけと支援 ■男女がともに担う家庭生活
- ワーク・ライフ・バランスへの理解促進

- 子育て支援の充実 ■多様な保育サービスの提供
- 介護をサポートするしくみづくり

- 女性の就労・起業支援 ■女性の活躍促進の働きかけ
- セクハラ・パワハラ等の防止

- 学校等における男女共同参画意識の形成 ■家庭における男女共同参画意識の形成
- 地域における男女共同参画意識の形成

- 政策・方針決定の場への参画促進
- 管理・監督者への登用と職域の拡大

- 男女がともに自立し生活するための支援
- 多様な区民の相互理解促進とネットワークの拡大

- 職員の意識啓発 ■計画の進捗管理 ■拠点施設の機能強化

- 区民・関係機関等との連携



## 2. 令和元年度における重点取組内容

### 目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

課題	取組	内容
1 配偶者暴力の防止と被害者支援	配偶者暴力防止に関する啓発	配偶者や交際相手からの暴力は、犯罪となる重大な人権侵害であるという認識を講座、情報誌等により、広く区民に向け意識啓発を行います。
2 男女の人権侵害防止への取組	多様性を尊重した人権意識の啓発	人種、信条、年齢、性別、性自認、性的指向、社会的身分等により、人権侵害がおこらないように、あらゆる人々の人権についての理解促進を図ることにより意識啓発を行います。
3 生涯を通じた心と体の健康支援	性差を考慮した情報提供	男女特有の疾病の予防・早期発見を図るため、講座や情報誌等による情報提供を行います。また、妊娠・出産等女性のライフステージに応じた知識・情報を提供します。

### 目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会

課題	取組	内容
1 仕事と家庭生活の両立	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	ワーク・ライフ・バランスの取組や推進方法等及び仕事と生活の両立に役立つ内容について、講座や情報誌等により、情報提供を行います。
2 子育てや介護を安心して行うための環境整備	介護のための離職防止・職場復帰等のための支援	家族の介護による離職防止のため、介護者や介護保険該当者へ介護保険制度の利用方法等をはじめとし、介護と仕事の両立に役立つ知識・情報等を早い段階から提供します。また、離職後の職場復帰のための情報提供等、介護者への支援に取り組みます。
3 働く場における男女共同参画の推進	セクハラ・パワハラ・マタハラ等の防止啓発	企業及び従業員に対して、職場におけるセクハラ・パワハラ・マタハラ等の防止について啓発を行います。また、庁内職員に対しても適切な研修等を実施します。

### 目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

課題	取組	内容
1 育ちの場における男女共同参画意識の形成	小・中学校、幼稚園、保育園での意識啓発	小・中学校、幼稚園、保育園の日常活動の中で、子どもたちに男女共同参画の考え方を身につけるよう配慮を行うとともに男女混合名簿やパンフレットなどを活用して、長期的な意識啓発に努めます。
2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	町会・自治会、PTA等地域団体のリーダーへの女性の参画推進	地域団体のリーダーへの女性の登用について、地域団体の学習会への出前講座や情報を活用し、意識啓発を行います。
3 日常生活における男女共同参画の推進	男性に対する男女共同参画の意識啓発	男性にとっての男女共同参画の意義や取組に関して、講座等により意識の啓発を図ります。

### 計画を推進するためのしくみ

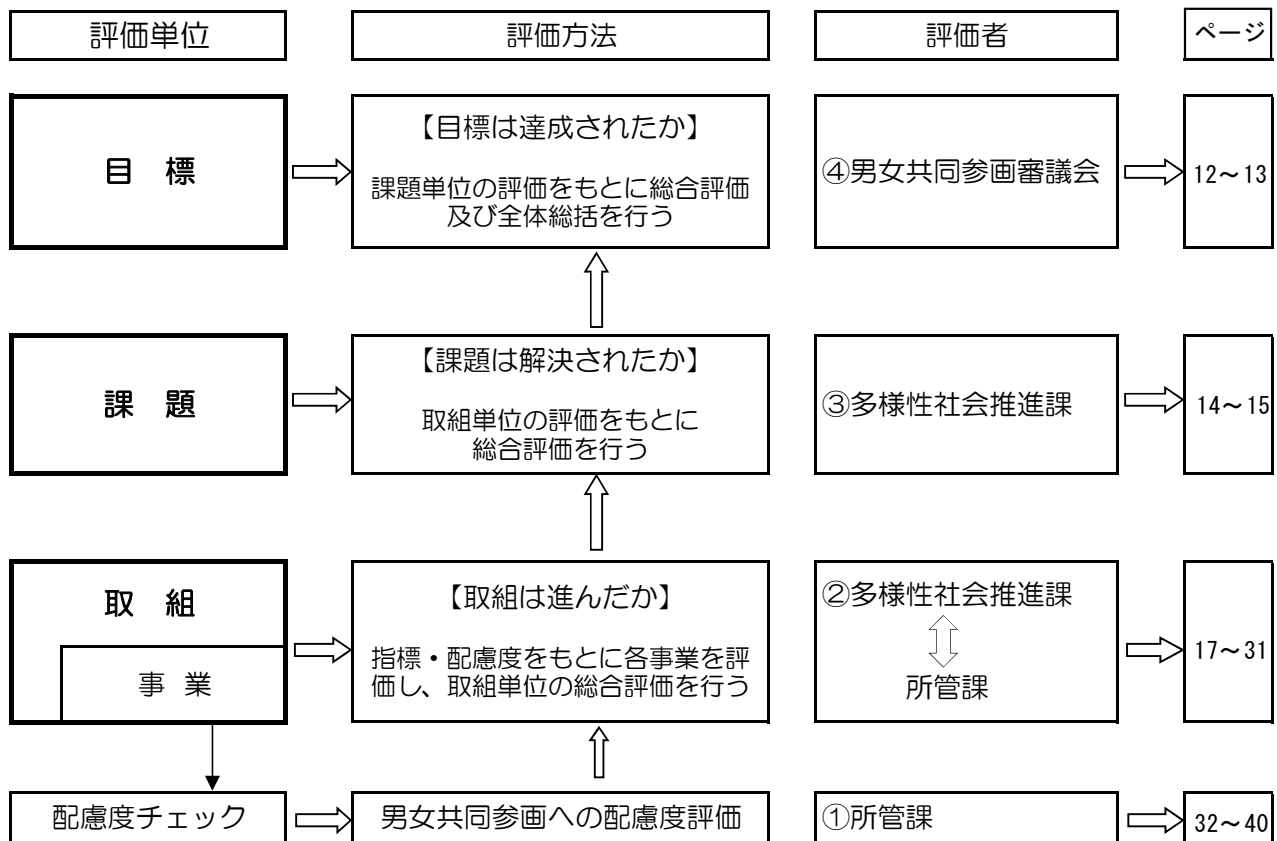
課題	取組	内容
1 区の推進体制の充実	区民ニーズの把握	事業実施後のアンケートやスペースゆう登録団体の交流会などから、区民ニーズを把握し、事業内容や新たな事業の検討につなげていきます。
2 区民・関係機関等との連携	大学、関係機関、地域団体、NPO等との課題解決	大学や各分野における関係機関や地域団体等との連携を強化し、男女共同参画に関する地域課題の解決に取り組みます。

### 3. 評価の進め方

#### <アゼリアプランの進捗評価について>

○評価の流れ

評価は取組・課題・目標の各段階において、所管課・多様性社会推進課・男女共同参画審議会が行いました。（下表のとおり）



- ① 所管課では、アゼリアプランに定める取組の中から、男女共同参画の浸透状況を測るのに適した事業について、チェックリストを使用して、配慮度による評価を行いました。
- ② 多様性社会推進課では、各取組について各課に調査票の作成を依頼し、男女共同参画の視点から評価を行います。評価結果は各課にフィードバックし、必要に応じヒアリング等を実施し、調整を行いました。
- ③ 多様性社会推進課では、取組単位評価を総合して、各課題単位の評価を行い、男女共同参画審議会に報告しました。
- ④ 男女共同参画審議会は、課題単位の評価をもとに、目標単位での評価及び全体の進捗状況の総合評価を行い、結果を男女共同参画推進本部に報告しました。

## <事業単位の評価方法>

区の実施した事業について、男女共同参画の視点から見た進捗状況に対して評価を行うものである。評価は取組に対応する各事業ごとに行い、取組単位の評価を決定する上での判断基準とする。

- ①各課の事業についての評価は1表、多様性社会推進課の事業についての評価は2表を使用する。
- ②各事業についての評価項目の状況をチェックし、その点数を集計し、評価段階を決定する。

評価方法 ①A～Cの配点＝ A(十分等) 25点、B(要工夫等) 13点、C(不十分等) 0点

②各評価項目の配点の合計により、評価段階が決まります

(評価項目が4項目の場合) 81～100点=A 51～80点=B 0～50点=C

(評価項目が3項目の場合) 61～75点=A 38～60点=B 0～37点=C

【1表：各課の事業についての評価】

評価項目	A	B	C
需要に対するサービスの供給量	適切 <input type="checkbox"/>	やや不足 <input type="checkbox"/>	不足 <input type="checkbox"/>
区民への周知	十分 <input type="checkbox"/>	要工夫 <input type="checkbox"/>	不十分 <input type="checkbox"/>
関係機関・団体との連携	十分 <input type="checkbox"/>	要強化 <input type="checkbox"/>	不十分 <input type="checkbox"/>
男女共同参画の視点からの配慮	十分配慮 <input type="checkbox"/>	ある程度配慮 <input type="checkbox"/>	不十分 <input type="checkbox"/>
小計	点	点	点
合計			点



評価段階	評価内容
A	男女共同参画の推進に直接的・間接的に効果をあげている。
B	男女共同参画の推進に直接的・間接的に効果をあげているが、実施方法等によってはさらに効果をあげることが見込まれる。
C	男女共同参画の推進に直接的・間接的にある程度効果をあげているが、実施方法等を工夫し、さらに効果をあげることが求められる。
D	事業を行わなかった。
—	事業完了、隔年実施、実施準備中などの理由により評価できない。

【2表：多様性社会推進課の事業についての評価】

評価項目	A	B	C
需要に対するサービスの供給量	適切 <input type="checkbox"/>	やや不足 <input type="checkbox"/>	不足 <input type="checkbox"/>
区民への周知	十分 <input type="checkbox"/>	要工夫 <input type="checkbox"/>	不十分 <input type="checkbox"/>
関係機関・団体との連携	十分 <input type="checkbox"/>	要強化 <input type="checkbox"/>	不十分 <input type="checkbox"/>
区民ニーズの把握	事業に反映 <input type="checkbox"/>	ニーズ把握のみ <input type="checkbox"/>	把握していない <input type="checkbox"/>
小計	点	点	点
合計			点



評価段階	評価内容
A	適切に実施されている。
B	実施されているが、更に充実が求められる。
C	実施されているが、十分でない。
D	事業を行わなかった。
—	事業完了、隔年実施、実施準備中などの理由により評価できない。

### <取組単位の評価方法>

区の実施した取組について、男女共同参画の視点から進捗状況に対して評価を行うものです。各事業の評価を総合して、取組単位の評価を決定します。

評価段階	評価内容
A	適切に実施されている
B	実施されているが、更に充実が求められる
C	実施されているが、十分でない
D	取組を行わなかった
—	評価不能

### <課題単位評価基準>

各課題単位に、取組単位評価を総合し、課題解決の視点から評価を行うものです。評価は取組単位評価をもとに、平均ポイントにより判定します。ただし、取組の重要性等を加味して段階を変更することも可能とします。

【計算方法】 A=100ポイント、B=75ポイント、C=50ポイント、D=0ポイントとし、次の計算式により算出する。  
(各取組のポイント合計) ÷ (評価Aから評価Dまでの取組の数)

評点	評価	条件
A	課題解決に向けおおむね進捗している	85ポイント以上
B+	課題解決に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる	75ポイント以上
B-	課題解決に向け進捗しているが、一部にとどまっている	60ポイント以上
C	課題解決に向けた取り組みが不十分である	60ポイント未満

### <目標の評価方法>

男女共同参画審議会が、課題単位の評価及び重点取組等の内容について精査等を行うと共に全体的な進捗状況を踏まえ、目標単位の総合評価を行います。

# 男女共同参画に対する配慮度チェックリスト

取り組み  
事業名  
所管課

項目番号	項目内容	企画・立案段階			実施段階		
		できた	できなかった	非該当	できた	できなかった	非該当
1	事業の企画・立案・実施にあたり、女性・男性双方（区民又は職員）の意見を聞き、女性と男性の視点に盛り込まれるようにした。 （例）女性（男性）の多い実行委員会形式のイベント開催において、男性（女性）の参加を促すためにイベントを休みの日に開催した。 平日会社などに勤めている男性（女性）の参加を促すためにイベントを休みの日に開催した。 ＜取組み具体例・そのほか配慮した点＞	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
2	男性の役割・女の役割という固定的な性別役割分担意識にとらわれない内容にした。 （例）男性向けの講座を保留付きで実施した。 ＜取組み具体例・そのほか配慮した点＞	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
3	女性・男性双方が参加または利用しやすくなるよう工夫した。 （例）イベントの開催にめいり、勤務者・主婦・子育て中の方を問わず参加しやすいよう開催日・時間・保育サービス等に配慮した。 ＜取組み具体例・そのほか配慮した点＞	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
4	パンフレット・チラシや申請書の文章、イラストについて、性別にとらわれない表現とするよう配慮した。 （例）変遷・年月を添えるイラストは男女両方を描くようにした。 ＜取組み具体例・そのほか配慮した点＞	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

項目番号	項目内容	実施段階			結果		
		できた	できなかった	非該当	できた	できなかった	非該当
5	区民や職員に対し、性別役割分担を前提にした対応を行わないように、女性・男性いづれに対しても同様の態度で対応するようにした。 （例）子育ての講座を開催する際、母親だけではなく父親も対象であることを口頭・チラシ等で明確にした。 ＜取組み具体例・そのほか配慮した点＞	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
6	性に関する問題や安全・健康面等に配慮する必要がある場合、事業を実施する者の性別に配慮した。 （例）健康相談において、女性の相談を受ける際に女性の相談員が雇いられるように体制を整えた。 ＜取組み具体例・そのほか配慮した点＞	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
7	事業の対象となる女性・男性双方にサービスが及んだ。 （例）職業能力開発の講座を開催したが、男性向けの内容が多かったため、別途女性向けの講座も開催した。 ＜取組み具体例・そのほか配慮した点＞	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
8	事業を評価するために必要な男女別の実績データが存在する。 （例）健康相談の件数、助成制度の利用者、講座の参加者アンケート ＜男女別に把握したデータ＞	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
9	事業を実施する者が、事業進行中男女共同参画を配慮・推進していた。 （例）ワークショップにてグループリーダーを選出する際、女性も選出されるよう働きかけをした。 ＜取組み具体例・そのほか配慮した点＞	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

【評価】

男女共同参画に配慮した項目の割合	男女共同参画配慮度への評価
配慮した数 ÷ (9 - 非該当数)	十分に配慮した
2/3超	ある程度の配慮をした
1/3超2/3以下	配慮が不十分だった
1/3以下	

## 第2章 アゼリアプランの進捗評価と今後の取組

### 1 第5次アゼリアプラン 令和元年度事業の進捗評価

- (1) 北区男女共同参画審議会による目標単位の総合評価
- (2) 課題別評価
- (3) 課題ごとの数値目標一覧
- (4) 事業実績及び評価一覧（重点取組含む）
- (5) 男女共同参画配慮度チェック

### 2 今後の取組

- (1) 第6次アゼリアプラン策定の経緯
- (2) 第6次アゼリアプラン 令和2年度事業の重点取組

# 1. 第5次アゼリアプラン 令和元年度事業の進捗評価

## (1) 北区男女共同参画審議会による目標単位の総合評価

### 目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

男女がともに個性と人格を尊重し、互いの性を理解しあい、生涯にわたり心も体も健康に過ごせる地域社会をめざします。

#### <総合評価>

#### ●目標に向けおおむね進捗している。

- ・「課題1 配偶者暴力の防止と被害者支援」について、若年層に対する意識啓発や相談業務における関係機関との連携を強化するなど、おおむね進捗している。
- ・「課題2 男女の人権侵害防止への取組」について、虐待防止に関わる関係機関の連携を強化し、虐待防止への取組を推進するとともに、多様性を尊重した人権に関わる意識啓発に努めており、おおむね進捗している。
- ・「課題3 生涯を通じた心と体の健康支援」について、各種健診や相談業務、啓発事業により妊娠・出産期にかかわる支援、健康づくりへの支援、相互の性を尊重した健康づくりの推進を図り、おおむね進捗している。

### 目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会

男女がともにライフステージに応じて働き方を選択して、仕事と家庭や地域生活をバランスよく両立できる地域社会をめざします。

#### <総合評価>

#### ●目標に向けおおむね進捗している。

- ・「課題1 仕事と家庭生活の両立」について、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業等への支援としてアドバイザーの派遣件数、認定企業数については昨年度を上回っているものの新規認定が少ないため、引き続き広報活動等の取り組みを推進する必要がある。
- ・「課題2 子育てや介護を安心して行うための環境整備」について、多様な保育サービスの提供や子育て家庭への支援、子どもの貧困対策に向けた事業を実施するなど、おおむね進捗しているが、区民ニーズを捉えた柔軟なサービス提供に努められたい。
- ・「課題3 働く場における男女共同参画の推進」については、女性の活躍推進に向けた多様な講座が実施されており、おおむね進捗しているが、さらに企業等や雇用主や従事者への啓発に努められたい。

## 目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野で学び参画し、男女共同参画に主体的に取り組む地域社会をめざします。

### <総合評価>

#### ●目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる。

- ・「課題1 育ちの場における男女共同参画意識の形成」については、子どもに対する教育現場での相談対応を行うなど、おおむね進捗しているものの、地域における町会・自治会等への取り組みは不十分であるため、事業実施に努められたい。
- ・「課題2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進」については、審議会等の女性委員の比率が低い状況であることを踏まえ、啓発機会の拡大や事業内容の充実など、より一層の取り組みが必要である。また、町会・自治会等に対する啓発については、団体ニーズに答えられるよう多様なメニューを検討するなど、積極的な働きかけに努められたい。
- ・「課題3 日常生活における男女共同参画の推進」は、防災講座が新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となったが、男性向け講座を開催するなど、おおむね進捗している。

## 計画を推進するためのしくみ

男女共同参画社会を実現するために、区の推進体制の充実を図るとともに、区民や関係機関と緊密な連携をし、総合的かつ効果的に施策を展開します。

### <総合評価>

#### ●目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる。

- ・「課題1 区の推進体制の充実」については、職員研修の実施や計画の進捗管理など、着実に取り組んでいるものの、スペースゆうを男女共同参画を推進する拠点施設としてのさらなる機能強化を図るため、より一層の取り組みが必要である。
- ・「課題2 区民、関係機関等との連携」については、大学をはじめとする関係団体と協働で事業を実施するなど、おおむね進捗しているが、区民・関係団体等との連携の強化に努められたい。



## (2) 課題別評価

### 目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

男女がともに個性と人格を尊重し、互いの性を理解しあい、生涯にわたり心も体も健康に過ごせる地域社会をめざします。

#### 【課題1 配偶者暴力の防止と被害者支援】 課題単位評価 A

##### ○ 今後の課題

DV 防止については、講座や情報誌等による継続的な啓発が必要であるが、より多くの人へ周知し、講座への参加を得るには、なお一層の工夫が求められる。

#### 【課題2 男女の人権侵害防止への取組】 課題単位評価 A

##### ○ 今後の課題

多様性を尊重した人権意識の啓発は重要課題であるため、取組みを推進する必要がある。

#### 【課題3 生涯を通じた心と体の健康支援】 課題単位評価 A

##### ○ 今後の課題

重点取組の「性差を考慮した情報提供」では、「北区さんかく大学」の連続講座において不妊治療に関する講座を実施したところ、参加者が18名と少なく、講座内容について今後さらに検討していくことが重要である。

### 目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会

男女がともにライフステージに応じて働き方を選択して、仕事と家庭や地域生活をバランスよく両立できる地域社会をめざします。

#### 【課題1 仕事と家庭生活の両立】 課題単位評価 A

##### ○ 今後の課題

ワーク・ライフ・バランス推進認定企業に応募する企業及びアドバイザー派遣を希望する企業の件数が前年度に比べて増加したものの、アドバイザー派遣の研修については伸び悩んでおり、引き続き区内企業に対する周知啓発を推進していくことが必要である。

#### 【課題2 子育てや介護を安心して行うための環境整備】 課題単位評価 A

##### ○ 今後の課題

「子育て支援の充実」については継続的に事業を推進しているものの、個々の事業によっては課題が見られる。引き続き、区民が必要としているニーズを捉えた支援の充実を図ることが必要である。

#### 【課題3 働く場における男女共同参画の推進】 課題単位評価 A

##### ○ 今後の課題

企業等の従事者・雇用主に対して広く啓発するため、産業振興課や他の労働関係団体との連携が重要である。

## **目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会**

男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野で学び参画し、男女共同参画に主体的に取り組む地域社会をめざします。

### **【課題1 育ちの場における男女共同参画意識の形成】 課題単位評価 A**

#### ○ 今後の課題

町会・自治会等の地域団体への啓発については、講座メニューの充実のため検討を進めているところであるが、出前講座等の実施に向けて、より一層の工夫が必要である。

### **【課題2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進】 課題単位評価 A**

#### ○ 今後の課題

近年発生した災害の状況を受けて、男女共同参画の視点を踏まえた防災計画になっているが、今後は実際に災害時に避難所運営に携わる町会・自治会等の地域団体向けの講座等を実施するなど、情報を行政と共有している必要がある。

### **【課題3 日常生活における男女共同参画の推進】 課題単位評価 A**

#### ○ 今後の課題

イベントへの参加者の大半が女性となっている。一方、男性向けの講座については男性の参加者が多かったものの、全体としての数が少ないため、今後も男性が日常生活において男女共同参画について意識啓発を高められる事項を推進する必要がある。

## **計画を推進するためのしくみ**

男女共同参画社会を実現するために、区の推進体制の充実を図るとともに、区民や関係機関と緊密な連携をし、総合的かつ効果的に施策を展開します。

### **【課題1 区の推進体制の充実】 課題単位評価 B<sup>+</sup>**

#### ○ 今後の課題

区民ニーズに応じた講座等の企画や周知方法について工夫が必要である。また、スペースゆいの認知度向上のため、北区ニュースや北区ホームページ等の情報媒体を活用してPRをするなどさらなる取組が必要である。

### **【課題2 区民、関係機関等との連携】 課題単位評価 A**

#### ○ 今後の課題

「区民等との協働事業の推進」について、男女共同参画週間事業などに「地域スタッフ」に協力いただいているが、さらなる参画・協力体制の充実を図るため検討が必要である。

### (3) 課題ごとの数値目標一覧

目標	課題	指標	策定時の数値 (26年度)	計画期間中の 目標値	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度 (31年度)
1	1 配偶者暴力の防止と被害者支援	過去2年間に配偶者等から暴力を受けた人のうち、警察・北区男女共同参画センターなど公共機関に相談した人の割合（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成25年度 11.3%	平成30年度 40%	—	—	—	12.1%	—
	2 男女の人権侵害防止への取組	メディアにおける性・暴力表現について、問題があると思っている人の割合（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成25年度 64.1%	平成30年度 50%	—	—	—	65.9%	—
	3 生涯を通じた心と体の健康支援	過去1年間に健康診断を受けた人の割合（男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成25年度 男性85.3% 女性79.1%	平成30年度 男女とも 100%に 近づける	—	—	—	男性89.6% 女性82.5%	—
2	1 仕事と家庭生活の両立	「とうきょう次世代サポート企業」に登録している北区の事業所数	平成26年度 12社	平成31年度 40社	8社	9社	11社	※	※
	2 子育てや介護を安心して行うための環境整備	保育サービス（保育所、認証保育所、保育室、家庭福祉員）の定員数（北区子ども・子育て支援計画2015）	平成26年 4月1日 6,422人	平成31年 4月1日 9,428人	6,627 人	7,062 人	7,887 人	8,940 人	9,060 人
	3 働く場における男女共同参画の推進	子育て支援制度の利用促進に取り組んでいる企業（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成25年度 69.4%	平成30年度 80%	—	—	—	66.0%	—
3	1 育ちの場における男女共同参画意識の形成	「男は仕事、女は家庭」と思わない人の割合（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成25年度 42.7%	平成30年度 60%	—	—	—	66.8%	—
	2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	審議会等の女性委員の割合	平成26年度 28.1%	平成31年度 40%	27.6%	27.8%	27.7%	26.1%	26.3%
	3 日常生活における男女共同参画の推進	北区男女共同参画条例、北区男女共同参画センターの認知度（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成25年度 条例17.0% センター 20.4%	平成30年度 条例50% センター 50%	—	—	—	条例13.8% スペースゆう 18.3%	—

※「とうきょう次世代サポート企業」については、平成30年3月をもって新規登録を停止している（0社）。新規事業として「家庭と仕事の両立支援推進企業登録制度」を開始している。

#### (4) 事業実績及び評価一覧（重点取組含む）

【各欄の見方】

第5次アゼリアプラン・目標 ←①

第5次アゼリアプラン・課題 ←②

③ 課題単位評価

A

施策の方向	取組 (網かけ=重点)	取組 単位 評価	事業 番号	事業名 (網かけ=重点)	令和元年度 事業実績	担当課 (R元年度)	配慮度	事業 単位 評価	前 年度
配偶者暴力 の未然防止	1 配偶者暴力の防 止に関する啓発	A	1	DV防止区民啓発講座		多様性社会推進課	十分配慮	A	B
			2	パンフレットや情報誌による 啓発		多様性社会推進課	十分配慮	A	A
	2 若年層に対する 暴力防止に関する意 識啓発		3	若年層へ向けた啓発 (デートDV講座)		多様性社会推進課	十分配慮	D	A
			4	JKビジネス問題等に関する 意識啓発		多様性社会推進課	十分配慮	A	A
↑ ④	↑ ⑤	↑ ⑥	↑ ⑦	↑ ⑧	↑ ⑨	↑ ⑩	↑ ⑪	↑ ⑫	

①	第5次アゼリアプラン・目標	第5次アゼリアプランの目標を記載しています。
②	第5次アゼリアプラン・課題	第5次アゼリアプランの課題を記載しています。
③	課題単位評価	課題単位の評価について記載しています（評価基準については7ページ参照）。
④	施策の方向	課題に対する施策の方向性について記載しています。
⑤	取組（網かけ=重点）	施策の方向性に対する取組について記載しています。令和元年度の重点項目は「網かけ」です。
⑥※	取組単位評価	取組についての進捗状況に対して評価を行うものです（評価方法については8ページ参照）。
⑦	事業番号及び事業名 (網かけ=重点)	取組に対する事業番号及び事業名を記載しています。令和元年度の珠典項目は「網かけ」です。
⑧	令和元年度事業実績	事業に対する令和元年度の実績を記載しています（再掲事業は取組番号－事業番号を参照）。
⑨	担当課（R元年度）	事業を担当した令和元年度の課名を記載しています。
⑩※	配慮度	事業における男女共同参画の施策に係る配慮の度合について記載しています。 配慮度チェックの対象としている事業は以下のとおりです。 ・年度ごとの重点取組に該当する事業 ・プランの数値目標達成に直接的に影響する事業 ・継続性が見込まれる事業
⑪※	事業単位評価	事業に対する進捗状況に対して評価を行うものです（評価方法については7ページ参照）。
⑫※	前年度	前年度（平成30年度）の事業単位評価について記載しています。

※ ⑥取組単位評価、⑩配慮度、⑪事業単位評価、⑫前年度について、以下のとおり表記しています。

- ・評価不能 「－」と表示 隔年実施など、当該年度は実施を予定していない事業
- ・評価対象外 「対象外」と表示 実績の多寡だけで評価することが適当でない事業  
(例：情報提供、対象者を特定して実施する事業（相談・研修等）、行政以外が主体的に実施する事業など)
- ・再掲事業 「☑」と表示 本掲載箇所での評価を記載

# 目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

## 課題1 配偶者暴力の防止と被害者支援

### 課題単位評価

A

施策の方向	取組 (網掛け三重点)	取組 単位 評価	事業名 (網掛け三重点)	事業実績	担当課 (F元年度)	配慮度	事業 単位 評価	前 年 度
配偶者暴力の未然防止	1 配偶者暴力の防止に関する啓発	A	1 DV防止啓発講座	DV理解基礎講座 「DVにさらされる子どもを救うために～乳幼児精神保健からのヒント～」を実施。参加者45名	多様性社会推進課	十分配慮	A	B
			2 パンフレットや情報誌による啓発	北区パブリックホールマークを入れたDV防止に関するDV相談カードを、北区役所庁舎をはじめ、会館・区民センター・図書館・文化センター等の女性用トイレに設置している。また、北区コミュニティバス2台に「北区パブリックホールマーク」をラッピング委託をして、運行、PR強化に努めた。スペースゆう情報誌「ゆうレポート」で面前DVについて特集した。	多様性社会推進課	十分配慮	A	A
			3 若年層へ向けた啓発（デートDV講座）	出前講座「デートDVについて」を中学校2校で実施予定だったが、新型コロナウイルスの影響により中止。	多様性社会推進課	十分配慮	D	A
			4 JKビジネス問題等に関する意識啓発	内閣府男女共同参画局では、毎年4月1日～30日をAV出演強要、「JKビジネス」等被害防止月間としており、北区ホームページで周知するとともに、広報チラシを配架した。	多様性社会推進課	十分配慮	A	A
			5 配偶者からの暴力防止連絡協議会	「配偶者からの暴力防止連絡協議会」を開催。（令和元年5月、6月、令和2年1月）	多様性社会推進課	十分配慮	A	A
			6 相談窓口や情報提供の場や機会の拡充	北区パブリックホールマークを入れたDV防止に関するDV相談カードを、北区役所庁舎をはじめ、会館・区民センター・図書館・文化センター等の女性用トイレに設置している。また、北区コミュニティバス2台に「北区パブリックホールマーク」をラッピング委託をして、運行、PR強化に努めた。スペースゆう情報誌「ゆうレポート」で面前DVについて特集した。そのほか東京成徳大学の学園祭での配布、ブースを出展した。	多様性社会推進課	十分配慮	A	A
			7 母子・父子、婦人相談	母子・父子、婦人相談の実施 相談者数 1,384名	生活福祉課	十分配慮	A	A
			8 こころと生き方・DV相談	問題や悩み、またDV被害についての相談に対し、相談員が問題解決に向けての支援を行った。相談件数 延べ617件（うち男性相談20件）。	多様性社会推進課	十分配慮	A	A
			9 法律相談	女性弁護士による女性のための法律相談を実施。相談件数65件	多様性社会推進課	対象外	対象外	対象外
			10 配偶者暴力相談支援センターの運営の充実	平成28年4月1日より、配偶者暴力相談支援センターを設置。「北区DV専用ダイヤル」を開設した。令和元年度実績75件	多様性社会推進課	十分配慮	A	A
			11 母子緊急一時保護事業	一時保護件数19件、緊急一時保護ホテル宿泊費助成0件	生活福祉課	十分配慮	A	A
相談体制の充実	6 配偶者暴力相談支援センター機能の充実	A						
(相談体制の充実)	7 安全確保のための支援体制の整備	A						

被害者支援の充実	8 自立支援の充実	12 母子・父子、婦人相談（再掲）	4-6参照	生活福祉課				
		13 こころと生き方・DV相談及び法律相談（再掲）	5-8、5-9参照	多様性社会推進課				
		14 こころと生き方・DV相談（グループミニディング）	専門相談員同席のもとグループカウンセリングを21回実施。参加者 延べ39名	多様性社会推進課	対象外	対象外		
		15 DV被害者同行支援事業	平成23年7月より、DV被害者の負担軽減と手続きの円滑を図るため、同行支援事業を開始した。	多様性社会推進課	十分配慮	B		
		9 関係機関・団体等との連携強化	16 行政関係機関・警察等との連携強化	行政関係機関・警察等との連携強化	行政関係機関・警察等と会議を行い、DV被害者の現状を把握し連携を強化した。（令和元年7月及び令和2年2月）	多様性社会推進課	十分配慮	A

## 課題2 男女の人権侵害防止への取組

### 課題単位評価

A

施策の方向	取組 (網掛け三重点)	取組 単位 評価	事業名 (網掛け三重点)	事業実績	配慮度	事業 単位 評価	前 年 度		
虐待防止への取組	10 早期発見等と関係機関の連携強化	B	17 人権相談	令和元年度（毎月第4日曜日）7件 人権特設相談所の開設（令和元年6月4日）2件	令和元年度（毎月第4日曜日）7件 人権特設相談所の開設（令和元年6月4日）2件	対象外	対象外		
			18 高齢者虐待防止対策の推進	17地域包括支援センターに寄せられた虐待相談件数 2,647件		十分配慮	B	B	
			19 障害者虐待防止対策の推進	自立支援協議会権利擁護部会3回開催、 障害者虐待事例打合せの開催3回 障害者虐待防止PT会議の開催2回 虐待相談受付件数19件 障害者虐待対応ケース連絡会の開催12回		十分配慮	B	B	
			20 児童虐待防止対策の推進	要保護児童対策地域協議会3回開催 代表者会議構成員35名（男性25名・女性10名） 第1回実務者会議構成員44名（男性27名・女性17名） 第2回実務者会議構成員38名（男性21名・女性17名）		十分配慮	A	A	
			21 高齢者虐待防止センターごとの相談室	高齢者本人及び家族等が抱える介護等に関する悩みに対し、臨床心理士による専門相談 相談者数 延べ141名（男性47名・女性94名）		十分配慮	B	B	
			22 子育て相談事業（再掲）	29-94参照					
			23 子どもの発達相談（再掲）	29-93参照					
			24 職員に対する研修	高齢者虐待防止に関する研修参加者30名			対象外	対象外	
			25 職員に対する研修	障害福祉課研修（4月開催）参加者17名			対象外	対象外	
			11 虐待防止に関する意識啓発		A	「子ども虐待防止のための地域の役割」と区児童相談所開設に向けた課題」を実施予定だったが、新型コロナウイルスの影響により中止。	対象外	対象外	対象外

			27	児童虐待防止啓発事業（ペアレントトレーニング）	①ペアレントトレーニング講演会（7月開催）参加者69名 ②トレーニングプログラム 8組8名（男性7名、女性1名）	子ども家庭支援センター	十分配慮	A	A	
	12	メディアの持つ特性の理解促進	28	メディアリテラシーの理解促進啓発	パートナーシップ事業「日本の常識は世界の非常識！？世界の国の“ジェンダー平等”について学ぼう！」の中でテレビ番組内の固定的性別役割分担について取り上げた。参加者15名	多様性社会推進課	十分配慮	B	D	
人権意識の向上			29	メディアリテラシーの育成	7月に学校ICT活用研修を実施し、「情報モラルとメディアリテラシー」講座を開催。参加者1名	教育指導課	対象外	対象外	対象外	
			30	情報教育担当者連絡会の開催	2回実施（11月・12月）	教育指導課	十分配慮	A	A	
			31	あらゆる人々の人権の理解促進	人権特設相談所の開設、専用の相談機関の案内、区民まつり等における啓発チラシの配布、人権講演会の実施（参加者120名）	多様性社会推進課	十分配慮	A	A	
		13	多様性を尊重した人権意識の啓発	32	女性の人権に関する普及啓発事業	パートナーシップ事業「日本の常識は世界の非常識！？世界の国の“ジェンダー平等”について学ぼう！」参加者15名	多様性社会推進課	十分配慮	B	B
				33	北区男女共同参画条例・第5回アセラリアプランの周知	スペースゆう主催の講座・講演会で条例パンフレットを配布した。また、スペースゆう内に「第5回アセラリアプラン」を配架した。	多様性社会推進課	十分配慮	A	A

課題3 生涯を通じた心と体の健康支援

A

施策の方向	取組 (網掛け三重点)	取組 単位 評価	事業名 (網掛け三重点)	事業実績	配慮度	事業 単位 評価	前 年 度		
妊娠・出産期に関わる支援	14	母子保健事業の推進	34	妊産婦健康事業	①妊婦健康診査受診者数 38,148名 ②里帰り出産妊婦健康診査等助成金 759件 ③産婦健康診査受診者数 2,723名 ④妊婦歯科健康診査受診者数 557名	健康推進課	対象外	A	A
			35	妊産婦保健相談事業（妊産婦訪問指導）	保健師および助産師が家庭を訪問し、各自の生活に沿った指導助言をしている。 妊婦57名、産婦2,796名、新生児および乳児2,629名	健康推進課	十分配慮	A	A
	15	情報提供と男性の理解促進	36	妊産婦保健相談事業（はひまマ・たまたご面接）	すべての妊婦を対象に母子手帳交付時、保健師等が面接を実施し、妊娠期から子育て期にわたるニーズを把握したうえで、妊婦とともにセルフプランを作成する。面接者数2,605名	健康推進課	十分配慮	A	A
			37	出産・育児応援事業（はひまマ・ひよご面接）	出産や育児を迎える時期の夫婦を対象に相談事業を実施する。	子ども家庭支援センター	十分配慮	A	A
			38	妊産婦保健相談事業（産前産後サポート事業）	出産前後の母親の心労や出産直後の悩み、育児不安等の軽減を図るための事業を実施する。 ①産前産後セルフケア講座 389名 妊婦および産婦参加者数 ②産後ショートステイ事業 利用組数103組 利用日数376日	健康推進課	十分配慮	A	A

(妊娠・出産期に関わる支援)  健康づくりへの支援	(情報提供と男性の理解促進)  16 区民健診の受診促進  17 健康増進のための支援	39 妊産婦保健相談事業（はびママ学級等）	妊娠から産後しばらく期間中の健康生活及び育児に関する実践上の知識を習得するとともに、地域での子育て仲間を作ることを目的に実施している。 ①はびママ学級（3日制）受講延人数 1,113名 ②ハバになるための半日コース 受講延人数 938名	健康推進課	十分配慮	A	A	
		40 子育て福袋の配付	母子健康手帳の交付時に、子育て支援情報や関係施設の案内冊子等の入った「子育て福袋」を配付した（就学前の子がいる転入世帯にも配付した）配付数4,430個	子ども未来課	対象外	対象外	対象外	対象外
		41 特定健康診査・特定保健指導	被保険者に対し、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を実施。 特定健康診査受診者数24,276名（男性10,003名、女性14,273名）	国保年金課	十分配慮	A	A	A
		42 骨粗しょう症検診	骨粗しょう症検診受診者2,237名（女性のみ）	健康推進課	対象外	対象外	対象外	対象外
		43 子宮がん検診	子宮がん検診・新たなステージに入ったがん検診受診者5,098名（女性のみ）	健康推進課	対象外	対象外	対象外	対象外
		44 子宮頸がん予防接種	接種実績（1回目52人、2回目33人、3回目23人）はあるものの、国の関係審議会において、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疫価がワクチン接種後に特異的にみられ、副反応の発生頻度等がより明らかになったため、北区でも平成25年6月14日から積極的勧奨を差し控えている状況である。	健康推進課	対象外	対象外	対象外	対象外
		45 乳がん検診	乳がん検診・新たなステージに入ったがん検診受診者5,877名（女性のみ）	健康推進課	対象外	対象外	対象外	対象外
		46 社保等被保険者等特定健診シベルアップ	健康増進健診受診者1,963名（男性953名・女性1,010名）、社保等被保険者等特定健診シベルアップ受診者1,673名（男性422名・女性1,251名）	健康推進課	十分配慮	A	A	A
		47 みんな元気！健やか長寿事業	①新型栄養失調予防の普及・啓発（栄養講座）188名 ②ロコモ予防事業の実施 延べ138名 ③筋力アップ体操教室 延べ64,559名	健康推進課	対象外	対象外	対象外	対象外
		48 北区健康づくり応援団事業	①北区さくら体操指導員の新規養成（北区さくら体操指導員8名） ②健康づくりグループ支援（健康づくりグループ公開講座実施グループに対し助成金102件）	健康推進課	十分配慮	A	A	A



(健康づくりへの支援)	18	心と体の健康の保持	A	49	保健相談事業	①講演会参加者37名 ②栄養指導(栄養教室・講習会等)参加者853名 一般区民や精神障害者とその家族を対象に、 ①専門医による個別の精神保健相談事業を36回実施 延べ97名利用 ②アルコール薬物等依存症(アディクション問題)個別の相談事業を12回開催 延べ33名利用 また、保健師による所内相談や訪問保健指導を実施するとともに、精神障害者に対する啓発講演会等を開催している。 保健師による所内相談延べ1,316名 家庭訪問 延べ1,285名 講演会1回開催 31名参加	健康推進課	十分配慮	A	A
	19	性差を考慮した情報提供	A	51	女性の健康支援事業	女性の健康相談138名、乳がん自己触診法講習受講者3,315名、啓発グッズ配布3,387個	健康推進課	十分配慮	A	A
	20	エイズや性感染症などの情報提供	A	52	保健相談事業(再掲)	18-49参照	健康推進課			
				53	講座・情報誌等による特有疾病予防などの情報提供	「北区さんかく大学」(5回連続講座)の第4回で「妊娠、出産を考える～不妊治療にふりまわされない生き方～」を実施。参加者18名	多様性社会推進課	十分配慮	B	B
				54	エイズ・性感染症の予防の啓発及び相談・検査体制の充実	電話相談109件、来所相談424件、HIV検査411件、梅毒検査230件 (新型コロナウイルスの影響により、3月はHIV検査、梅毒検査を中止した。)	保健予防課	十分配慮	A	A

## 目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会

### 課題1 仕事と家庭生活の両立

施策の方向	取組 (網掛け三重点)	取組 単位 評価	事業名 (網掛け三重点)	事業実績	配慮度	事業 単位 評価	前 年 度
企業等への働きかけと支援	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業等への支援	A	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の推進(推)	ワーク・ライフ・バランス推進企業を6社認定(うち4社は再認定)。区が発行する関係情報誌で認定企業の取り組みや活動紹介を掲載したほか、認定企業の紹介パネルを掲示した アドバイザー派遣企業 1社	十分配慮	A	A
男女がともに担う家庭生活	男性の子育て・家事協働支援	A	アドバイザー派遣制度の推進(推) 親育ちサポート事業(NP講座) パパ応援プロジェクト(PVA講演会・パパスクール)(推) (旧イクメン講演会・イクメン講座)	20児童館・子どもセンターにて21講座実施 参加者:親190名、子(幼児)217名 PVA講演会:1回 参加者20名 パパスクール:3日×3クール 参加者延べ108名 まどめの会:1回参加者64名	対象外	対象外	対象外
			孫育て応援プロジェクト(旧イクじい、イクばあ講座)	2日×1クール 参加者延べ21名	十分配慮	A	A

### 課題単位評価

A

ワーク・ライフ・バランスへの理解促進	23	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	A	60	情報誌を活用した情報提供 (推)	情報誌「新しい風」の発行、年4回各10,500部	産業振興課	十分配慮	A	A
	61	講座・パンフレット・情報誌による啓発・情報提供(推)				スペースゆう情報誌「ゆうレポート」でワーク・ライフ・バランス推進企業の認定について取り上げたほか、ワーク・ライフ・バランスの企業認定事業及びアドバイザー派遣事業について、区施設等にチラシを配架した。	多様性社会推進課	十分配慮	B	B

課題2 子育てや介護を安心して行うための環境整備

課題単位評価

A

施策の方向	取組 (網掛け三重点)	取組 単位 評価	事業名 (網掛け三重点)	事業実績	担当課 (FY年度)	配慮度	事業 単位 評価	前年度
子育て支援の実	24 子育て家庭への支援	A	62 児童館・子どもセンター事業の充実	児童館では、その地域の子ども達が共に利用し、様々な遊びを考えたり、また、乳幼児の子育て支援として、乳幼児クラブの集い(午前)を実施している。児童館20館、入館者数484,609名	子どもわかわか課	対象外	対象外	対象外
			63 子ども医療費の助成	0歳から中学3年生(15歳に達した日以降の最初の3月31日まで)の保険診療にかかる医療費、薬剤負担金の自己負担分を助成。乳幼児医療受給者数18,845名、子ども医療受給者数19,391名。また、高校生等の保険診療にかかる入院医療費の自己負担分を助成。助成件数84件	子ども未来課	対象外	対象外	対象外
			64 児童手当の支給	0歳から中学校課程修了までの児童を養育している方に手当を支給。受給児童数32,750名 受給者数21,776名	子ども未来課	対象外	対象外	対象外
			65 親育ちサポート事業(NP講座)(再掲)	22-57参照	子ども未来課			
			66 ハハ応援プロジェクト(ハハ講演会・パラスクール)(再掲)(旧イクメン講演会・イクメン講座)	22-58参照	子ども未来課 多様性社会推進課			
			67 ママ応援プロジェクト	乳児コースⅠ(連続講座)2日×2カル 参加者延91名、乳児コースⅡ 2日 参加者延30名、幼児コースⅠ(連続講座)2日 参加者延71名、幼児コースⅡ(連続講座)2日 参加者延39名	子ども未来課	十分配慮	A	A
			68 子ども家庭在宅サービス事業	保護者が児童を養育することが一時的に困難となった場合に、北区が指定する児童養護施設で短期間児童を預かり、子育てを支援する。利用者数シヨートステイ 74名(男性23名・女性51名)トワイライトステイ 42名(男性24名 女性18名)	子ども家庭支援センター	十分配慮	A	A
			69 養育支援家庭のための産前・産後育児支援が-ト講座	把握した特定妊婦・産婦への育児・仲間づくりの支援 12回開催	子ども家庭支援センター	十分配慮	A	A
			70 子育てナビ	子育てや保育に関する情報をわかりやすく伝えるサイトを提供する。	子ども家庭支援センター	対象外	対象外	対象外
			71 放課後子ども総合プランの推進(推)	元年度導入校：34校	子どもわかわか課	十分配慮	A	A

25 就学後の支援	A	A	72	留守家庭児童対策事業（学童クラブの充実）（推）	保護者が就労等のため留守になる家庭の児童に遊び場と生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図っている。 （平成31年4月1日現在：72クラブ、定員2,980名、登録児童数2,604名）	子どもわくわく課	十分配慮	A	A				
			26	地域で支えるしくみづくり	73	ファミリー・サポート・センター事業（推）	ファミリー会員3,733名 サポート会員534名（男性会員17名 女性会員517名）	子ども家庭支援センター	十分配慮	A	A		
					74	放課後子ども総合プランの推進（推）（再掲）	25-71参照	子どもわくわく課					
			27	A	A	ひとりの親家庭への支援	75	北区女性福祉資金貸付事業	北区女性福祉資金貸付（新規）0件（継続）0件	生活福祉課	対象外	対象外	対象外
							76	東京都母子及び父子福祉資金貸付事業	母子福祉資金貸付（新規）7件（継続）14件 父子福祉資金貸付（新規）0件（継続）1件	生活福祉課	対象外	対象外	対象外
							77	北区母子及び父子福祉緊急小口資金貸付事業	北区母子福祉緊急小口資金貸付 0件	生活福祉課	対象外	対象外	対象外
							78	母子生活支援施設への入所	新規入所者数 4世帯12名（母4名、男子5名、女子3名）	生活福祉課	対象外	対象外	対象外
							79	母子家庭自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金3件 高等職業訓練促進給付金4件	生活福祉課	対象外	対象外	対象外
							80	母子・父子家庭自立支援プログラム	母子・父子自立支援プログラム策定員がハローワークと連携して、個々にあわせた自立支援プログラムを策定することにより、母子・父子家庭の母及び父の就労を支援。利用者0名	生活福祉課	十分配慮	A	A
							81	ひとりの親家庭休養ホーム事業	平成30年度未をもって、事業休止	生活福祉課			
							82	ひとりの親家庭等医療費助成事業、児童育成手当、児童扶養手当の支給	①ひとりの親家庭等医療費助成受給世帯1,446世帯 ②児童育成手当：育成手当受給児童数3,049名、障害手当受給児童数191名 ③児童扶養手当受給者数1,624名（内父子世帯70名）	子ども未来課	対象外	対象外	対象外
							83	ひとりの親家庭向けの生活支援講習会・交流事業	①講習会5回実施 参加者延べ26名 ②交流会2回実施 参加者延べ5名 ③講習会、交流会後の出張相談者 述べ12名	子ども未来課	十分配慮	A	A
							84	ひとりの親家庭等向け相談事業	面接相談：363件（家計相談：26件、法律相談：31件、その他相談306件）、電話相談：101件、メール相談：144件	子ども未来課	十分配慮	A	A
							85	ひとりの親家庭向けの生活支援講習会・交流事業（再掲）	27-83参照	子ども未来課			
							28	A	A	子どもの貧困対策	86	職員の子どもの貧困の理解を深めるための研修	日頃から子どもと接する教職員や保育士、児童館職員等が、子どもの貧困のサインに気づき、早期に支援につなぐためのスキルアップを図る研修会を実施予定だったが、新型コロナウイルスの影響により中止。
			87	「子どもの貧困と支援」に関する区民向け講演会	困難を抱える家庭の子どもや保護者を見守り、支える機運の醸成を図るための区民向け講演会を実施。実施回数：1回、参加者：53名	子ども未来課					十分配慮	A	A
			88	生活困窮・ひとり親世帯等の小学生への学習支援事業	生活保護・児童育成手当受給・就学援助受給の世帯の小学生を対象に区内7か所でボランティア団体による学習支援を実施。98名利用。	生活福祉課					十分配慮	A	A
			89	生活困窮・ひとり親世帯等の中学生への学習支援事業	対象世帯の中学生に対し、学習習慣の定着、社会性の育成のために、子どもの状況に寄り添った学習支援事業を実施。実施会場数：5、参加者：174名（出席率85%）	子ども未来課					十分配慮	A	A

(子育て支援の実)	(子どもの貧困対策)	90 子どもの居場所づくり(子ども食堂等)支援事業	主に家庭の事情等により、孤食の状況にある子どもを対象に、食事の提供及び居場所づくりを行う事業(子ども食堂)を実施するNPOやボランティア団体等に対し、事業の運営に係る経費の一部として補助金交付を実施する。補助金交付決定団体 14団体	子ども居場所づくり(子ども食堂等)支援事業	十分配慮	A	A	子ども未来課							
								91 乳幼児保健相談	特別育児相談 1,089名 歯科保健相談 1,938名 栄養指導 1,021名	健康推進課	対象外	対象外	対象外		
								92 母子・父子、婦人相談(再掲)	5-7参照	生活福祉課					
								93 子どもの発達相談	A	発達に関する相談の総合窓口として、歩き始めが遅い、言葉が遅いなどの就学前の子どもの発達に関する相談を行う。相談件数1287件、専門相談員5名による相談408件	子ども家庭支援センター	十分配慮	A	A	対象外
								94 子育て相談事業		全児童館(子どもセンター)・児童室において、職員や子育てアドバイザーによる子育て相談を実施。また、8児童館(子どもセンター)において、専門相談員による子育て相談を実施。専門相談員による相談件数延べ6,792名	子どもわくわく課	十分配慮	A	A	対象外
								95 子どもと家庭の総合相談		来館者数延べ30,457人/年	子ども家庭支援センター	十分配慮	A	A	対象外
								96 教育相談事業		教育総合相談センターにおいて教育相談を実施、教育相談員7名、スクールカウンセラー2名の非常勤職員で対応。相談件数 2,190件	教育総合相談センター	十分配慮	A	A	対象外
								97 待機児童解消のための各保育サービスの充実(推)	A	私立保育園5園、前年度比312名の受入児童数増。	子ども課 保育課	十分配慮	A	A	対象外
								98 延長、休日保育の拡充(推)	A	延長保育実施園85園、休日保育実施園6園、夜間保育実施園1園、一時保育実施園57園	保育課	十分配慮	A	A	対象外
								99 病児病後児保育の実施(推)	A	病児・病後児保育事業(施設型)595名 病後児保育事業(施設型)234名 病児・病後児保育事業(居宅訪問型)127名	保育課	十分配慮	A	A	対象外
								100 高齢者あんしんセンターの機能強化		地域の高齢者の生活を支える総合機関として、17か所の地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメント、総合相談支援事業、権利擁護事業等を実施	高齢福祉課	十分配慮	A	A	対象外
								101 地域で支えるしくみづくり	A	高齢者地域自立支援ネットワークの充実と強化を図る。声かけサービス登録者数 304名	長寿支援課	十分配慮	A	A	対象外
								102 高齢者生活援助サービス事業		社会福祉協議会の友愛ホームサービス利用に対し利用料や年芸費の補助を行う。利用者数 1,109人	高齢福祉課	十分配慮	A	A	対象外
								103 地域見守り・支えあい活動促進補助事業		一人暮らし高齢者の見守り活動を行っている町会・自治会に対し、活動費の一部を補助する。交付団体数 69団体	長寿支援課	十分配慮	A	A	対象外
104 介護のための離職防止・職場復帰等のための支援・情報提供(推)	A	ワーク・ライフ・バランス講演会「抱え込まない介護のヒント～介護離職をしない!させない!働き続けるために～」を実施。参加者39名	多様性社会推進課	十分配慮	A	A	対象外								

課題3 働く場における男女共同参画の推進

課題単位評価

A

施策の方向	取組 (網掛け三重点)	取組 単位 評価	事業名 (網掛け三重点)	事業実績	担当課 (R元年度)	配慮度	事業 単位 評価	前 年度	
女性の就労・起 業支援	34 継続就労への支援	B	105 赤羽しごとコーナーにおける育児・介護休業等に関する情報提供	就職相談および職業紹介を行う際、相談者の状況やニーズに合わせた情報の提供を行っている。	産業振興課	対象外	対象外	対象外	
			106 労働相談情報センターと連携した講座や情報誌による啓発	連携講座として、労働相談情報センターが主催する講座(令和元年度多様な働き方セミナー「パートタイマーの働き方はどう変わる?」)に後援を行った。参加者62名	多様性社会推進課	対象外	B	B	
	35 再就職のための支援	A	107 就職支援講座(推)	女性の再就職支援事業 雇用・就業者数実績:16名(うち正社員3名)	産業振興課	十分配慮	A	A	
			108 女性の再就職準備講座(推) (再掲)	38-115参照	多様性社会推進課	/	/	/	
	36 起業のための知識、情報提供	A	109 起業家支援等事業	起業家支援セミナー 述べ受講者数205人	産業振興課	十分配慮	A	A	
			110 女性の起業家支援講座(推) (再掲)	38-114参照	多様性社会推進課	/	/	/	
	37 融資斡旋など起業支援	A	111 中小企業金融対策事業	起業家支援融資実行19件	産業振興課	対象外	A	A	
			112 女性の活躍推進応援講座 (推)	浜田敬子講演会「働く×女性」を実施。参加者69名	多様性社会推進課	十分配慮	A	A	
	女性の活躍促進 の働きかけ	38 女性活躍の推進	A	113 女性のキャリアアップ支援セミナー(推)	キャリアアップ支援セミナー(2回連続講座)を実施。参加者 延べ26名	多様性社会推進課	十分配慮	A	A
				114 女性の起業家支援講座(推)	起業家支援セミナー「ちよこっと起業～私らしく始める起業スタイルの見つけ方～」を入門編とステップアップ編に分けて実施。参加者 延べ65名	多様性社会推進課	十分配慮	A	A
				115 女性の再就職準備講座(推)	再就職支援セミナー(2回連続講座)を実施。参加者 延べ30名	多様性社会推進課	十分配慮	A	A
116 中小企業向け女性の活躍推進セミナー(推)				中小企業向け女性の活躍推進セミナーは実施していないが、ワーク・ライフ・バランスと講演会として、介護と仕事の両立に関するセミナーを中小企業経営者を含む一般向けに実施した	多様性社会推進課	十分配慮	A	A	
117 職場復帰準備セミナー(推)				職場復帰準備に向けたマイノリティ編として、東京家政大学及び板橋区と共催で「子育てママの未来計画」を実施。参加者 延べ155名	多様性社会推進課	対象外	A	B	
セクハラ・パワハラ等の防止	39 セクハラ・パワハラ・マタハラ等の防止啓発	A	118 セクハラ・パワハラ・マタハラ等防止の職員研修(推)	「ハラスメント防止研修」実施(係長昇任者及び、前年度未受講者)参加者54名(男性34名、女性20名)	職員課	十分配慮	A	A	
			119 情報誌・パンフレット・講座による啓発(推)	各種ハラスメントに関する国や東京都からのチラシ及びポスターを掲示及び配架した。	多様性社会推進課	十分配慮	A	A	

### 目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

#### 課題1 育ちの場における男女共同参画意識の形成

#### 課題単位評価

A

施策の方向	取組 (網掛け=重点)	取組 単位 評価	事業名 (網掛け=重点)	事業実績	担当課 (R元年度)	配慮度	事業 単位 評価	前 年度
学校等における 男女共同参画意 識の形成	40 教職員等への研修の充 実	B	120 人権教育研修	職層研修では、新任研修、現任研修(2級職3年目)、主任 主事昇任者研修等で実施。保育課内では保育園主任研修、 非常勤職員職員研修等で実施。この他にも各保育園ごと、 園内での研修も行われている。	保育課	十分配慮	A	A
	41 小・中学校、幼稚園、 保育園での意識啓発	A	121 人権教育研修	男女共同参画職員研修「多様な性ってなんだろう?~互い の違いを受け止めあえる社会を目指して~」を実施予定 だったが、新型コロナウイルスの影響により中止。	多様な社会推進 課	-	D	A
	42 固定的性別役割分担に とらわれないキャリア 教育	A	122 人権教育研修	人権教育研修の実施。北区人権教育推進だよりの発行。人 権推進委員会11名(男性7名・女性4名)	教育指導課	十分配慮	A	A
	43 相談体制の充実	A	123 いじめ対応研修	いじめ問題対応研修会「Q-Uを活用したいじめ問題への 対応」を12月に開催。参加者869名	教育指導課	十分配慮	A	A
			124 固定的性別役割分担にとらわれ ない保育活動	日常生活での配慮を行っているほか、行事においても固定 的役割にとらわれないよう配慮している。	保育課	十分配慮	A	A
			125 保育施設における男女混合名簿 の作成	ほぼ全保育施設において実施済	保育課	対象外	対象外	対象外
			126 北区男女共同参画条例・アゼリ アプラン・スペースゆうの周知	スペースゆう主催の講座や男女共同参画週間の講演会等で 条例パンフレットやスペースゆうのリーフレットを配布し た。	多様な社会推進 課	十分配慮	A	A
			127 北区教育広報誌「くおん」の発 行	年4回発行(4月号、7月号、10月号、1月号)、各 44,000部、全戸回覧(町会・自治会依頼)、幼稚園・こど も園・保育園・小中学校の児童・生徒を通じて各家庭に配 付	教育政策課	十分配慮	A	A
			128 いじめ防止条例の周知・推進	リーフレット、いじめゼロゴゴの入った防犯バザー配布	教育指導課	十分配慮	A	A
			129 中学生・高校生のための職業教 育キャリアバン事業(推)	従来女性の進出が少ない職業分野で活躍している女性を中 学校、高等学校に派遣、講演会などを行い、職域拡大に向 けた支援をおこなっている。講師はハイロット、学芸、消 防士など。	多様な社会推進 課	十分配慮	A	A
			130 教育相談事業(再掲)	区立中学校7校で実施。受講生徒数917名 うち1校は新型コロナウイルスの影響により中止。	教育指導課	十分配慮	A	A
			131 スクールソーシャルワーカー活 用事業	29-96参照 児童・生徒のいじめや不登校、児童虐待、暴力行為等の実 態を把握し、児童・生徒を取り巻く家庭環境や教育環境等 の改善を図るためにスクールソーシャルワーカーを3名配 置している。また、子ども家庭支援センターや児童相談所 等の関係機関と連携して相談等の対応を行う。相談件数 総数208件	教育総合相談セ ンター	十分配慮	A	A

			132 スクールカウンセラー活用事業		いじめや不登校等、児童・生徒の心の問題に起因する問題行動に対応するため、区立小・中学校へ児童・生徒の臨床心理士に関する高度な専門知識や経験を有するスクールカウンセラーを区立小中学校全校に配置している。相談件数36,788件（小学校28,563件、中学校8,225件）	十分配慮	A	A
			133 スペースゆう情報コーナーの充実		男女共同参画に関する図書・行政資料・雑誌・ビデオ等の閲覧と貸し出しを行う。所蔵数計4,123点、貸出人数 延べ311名・貸出資料合計443点	十分配慮	B	B
	44	区民への意識啓発と情報提供	134 情報誌・講座等による意識啓発	A	スペースゆう情報誌「ゆうレポーター」に男女共同参画週間の記事を掲載し、男女共同参画について考える機会を提供した。	十分配慮	A	A
			135 図書館における特設コーナーの設置		中央図書館において、男女共同参画に即した図書資料の展示コーナーを年に2回（第1回5/24～6/26、第2回10/23～11/27）実施。	十分配慮	A	A
			136 「家族ふれあいの日」推進事業		19の各青少年地区委員会で開催。第3土、日曜日を「家族ふれあいの日」とし、この日を中心に各地域で家族参加型の行事を実施。参加者9,221名	対象外	対象外	対象外
家庭における男女共同参画意識の形成			137 ババ応援プロジェクト（ババ講演会・ババスクール）（再掲）（旧イクメン講演会・イクメン講座）		22～58参照			
	45	家庭で育む男女共同参画の意識啓発	138 講座・情報誌等による意識啓発	A	スペースゆう情報誌「ゆうレポーター」に男女共同参画週間の記事を掲載し、男女共同参画について考える機会を提供した。	十分配慮	A	A
			139 家庭教育学級		小学生コース「親子で学ぼう！防犯パワーアップ教室」、小学生親コース「親が変われば、子どもも変わる！～教育コーチングから学ぶ～」、小学生親コースII「子ども達に伝えたい！日本の伝統、一生涯に立つマナー」、小・中学生親コース「怒らない子育て～アンカーマネジメントを学んで、怒りの感情をコントロール！～」を、父親コース「お父さん力で、賢い子どもを育てよう！」を実施した。参加者 延べ337名	十分配慮	A	A
地域における男女共同参画意識の形成	46	町会・自治会、青少年地区委員会、PTAなど地域団体への啓発	140 出前講座での地域団体勉強会への意識啓発	D	実績なし。町会・自治会等の地域団体のニーズに届けられる出前講座のメニューを検討中であり、実施に至らなかった。	-	D	D

課題2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

		課題単位評価		
施策の方向	取組 (網掛け三重点)	取組 単位 評価	事業実績 (網掛け三重点)	事業 単位 評価
政策・方針決定の場への参画促進	47 審議会等への女性の参画推進	B	事業番号 141 各課に対する審議会への公募制採用の呼びかけ 142 各課に対する審議会への女性委員登用の呼びかけ	事業 単位 評価 A C
			事業番号 141 各課に対する審議会への公募制採用の呼びかけ 142 各課に対する審議会への女性委員登用の呼びかけ	前年度 A C

<p>(政策・方針決定の場への参画促進)</p> <p>管理・監督者への登用と職域の拡大</p>	48	町会・自治会、PTA等地域団体のリーダーの女性の参画促進	D	143	出前講座・情報誌での地域団体への意識啓発	実績なし。町会・自治会等の地域団体のニーズに申し出る出前講座のメニューを検討中であり、実施に至らなかった。	多様性社会推進課	-	D	D
	49	男女共同参画の視点に配慮した計画の策定と推進	B	144	防災・復興にかかわる各種計画における男女共同参画の推進	男女関わりなく、避難所生活等における悩み相談態勢の構築を検討した。	防災課	十分配慮	B	A
	50	活躍する女性の情報提供	A	145	基本計画等各種計画における男女共同参画の働きかけ	基本計画や中期計画を改定するにあたり、多様性社会推進への対応、ワーク・ライフ・バランス推進事業、女性活躍推進について記載した。	多様性社会推進課	対象外	対象外	対象外
	51	管理・監督者層に占める女性職員の割合の拡大	A	146	講座・情報等による意識啓発(推)	スペースゆう情報誌「ゆうレポート」で青猫書房の代表者を「北区のきらめく旬な人」として取り上げた。	多様性社会推進課	十分配慮	A	A
	52	固定的性別役割分担にとらわれない職域拡大の啓発	A	147	女性職員のキャリアアップ等に関する意識啓発講座(推)	公務サポート研修「はじめてのキャリアデザイン〜私らしい働き方・生き方を実現するために〜」実施 参加者35名	職員課	十分配慮	A	A
				148	講座・情報誌等による意識啓発	スペースゆう情報誌「ゆうレポート」で青猫書房の代表者を「北区のきらめく旬な人」として取り上げた。	多様性社会推進課	十分配慮	A	A
				149	中学生・高校生のための職業教育キャリアハン事業(再掲)	42-129参照	多様性社会推進課			

### 課題3 日常生活における男女共同参画の推進

課題単位評価 **A**

施策の方向	取組(網掛け三重点)	取組単位評価	事業名(網掛け三重点)	事業実績	担当課(FY年度)	配慮度	事業単位評価	前年度		
<p>男女がともに自立し生活するための支援</p>	53	北区男女共同参画テーマ情報の提供	B	150	北区男女共同参画データの公表	審議会等に占める女性の割合をホームページで公表した。	多様性社会推進課	十分配慮	B	
	54	男女の生活自立の促進	A	151	男女の生活向上等のための講座	「ねっとわーくまつり」(北区男女共同参画ネットワークの共催事業) 参加者 延べ161名 「子育てママの未来計画」(東京家政大学・板橋区・北区との共催事業) 参加者 延べ155名	多様性社会推進課	対象外	A	
	55	地域活動への参加促進	C	152	北区区民大学の実施	134期北区区民大学「日本の古典文学、万葉集を学ぼう」参加者60名 135期北区区民大学「新一万円札決定記念 渋沢栄一をじっくり学ぶ」参加者41名 136期北区区民大学「日本茶を深く知って楽しむ」参加者30名	生涯学習・学校地域連携課	十分配慮	A	
	56	男性に対する男女共同参画の意識啓発	A	153	地域活動への参加促進講座	「ねっとわーくまつり」(北区男女共同参画ネットワークの共催事業) 参加者 延べ161名	多様性社会推進課	対象外	A	
				154	男女共同参画防災講座	「多様性の視点から災害への備えを考える」を実施予定だったが、新型コロナウイルスの影響により中止。	防災課 多様性社会推進課	-	D	A
				155	災害時における女性リーダー育成研修	「多様性の視点から災害への備えを考える」を実施予定だったが、新型コロナウイルスの影響により中止。	防災課 多様性社会推進課	-	D	B
			156	男性のための男女共同参画に関する講座	男性向け講座「フェアメンになるうしろ〜男性の立場から取り組むDVのよい地づくりに〜」を実施。参加者28名	多様性社会推進課	十分配慮	A	A	



多様な区民の相互理解促進とネットワークの拡大	57 団体・グループ活動の支援と交流促進	A	157 活動コーナー・交流サロンの活用促進	登録団体からのお知らせや活動内容の案内を活用コーナーに掲示し、グループ活動の利用促進を図った。	十分配慮	A	A
			158 登録団体交流会	隔年実施のため、実績なし	-	-	A
	58 国籍・文化等の異なる多様な区民の理解、交流促進	A	159 国際交流事業行事の実施	10月開催の区民まつりに「国際ふれあい広場」として参加。参加団体数12団体	対象外	対象外	対象外
			160 講座・情報誌等による理解促進	スペースゆう内の情報コーナーにLGBT等に関連する図書を配架したほか、パートナーシップ事業「性の多様性～自分らしく生きる～」をテーマに映画「性別が、ない!」上映会及びトークショーを実施。参加者80名	十分配慮	A	

## 計画を推進するためのしくみ

### 課題1 区の推進体制の充実

### 課題単位評価

B+

施策の方向	取組 (網掛け三重点)	取組 単位 評価	事業名 (網掛け三重点)	事業実績	担当課 (F元年度)	配慮度	事業 単位 評価	前 年度
職員の意識啓発	定期的な職員意識調査の実施	A	161 職員の男女共同参画に関する意識意向調査	職員に対して、特定事業主行動計画策定のためのアンケート調査を実施し、特定事業主行動計画2020を策定	職員課	十分配慮	A	-
			162 職員の男女共同参画に関する意識意向調査	調査未実施（令和5年度に実施予定）	多様性社会推進課	-	-	A
			163 職員の男女共同参画に関する意識啓発	男女共同参画職員研修「多様な性ってなんだろう?～互いの違いを受け止めあえる社会を目指して～」を実施予定だったが、新型コロナウイルスの影響により中止。	職員課 多様性社会推進課	-	D	A
計画の進捗管理	計画の評価システムの効果的な運用	A	164 アゼリアプラン事業実績報告書の作成	各事業の実績や、事業評価、担当職員による配慮度評価等をふまえて、計画の進捗評価を確認し、事業実績報告書を作成した。	多様性社会推進課	十分配慮	A	B
			165 区民の男女共同参画に関する意識意向調査	調査未実施（令和5年度に実施予定）	多様性社会推進課	-	-	B
			166 スペースゆう各種講座	男女共同参画週間、女性の活躍推進師援塾、北区さんかく大学、啓発セミナーほか、さまざまな講座を実施した。	多様性社会推進課	十分配慮	B	B
拠点施設の機能強化	幅広い区民参加の促進	B	167 区民ボランティアとの協働	スペースゆう主催講座の運営補助や一時保育などにおいて、有償ボランティアとの協働をはかった。	多様性社会推進課	対象外	対象外	対象外
			168 スペースゆうの周知・活用促進	職業養成キヤラハンでスペースゆうを紹介し、若年層への情報提供を行った。また、講座・講演会等でも配付し、スペースゆうの認知度の向上を図った。	多様性社会推進課	十分配慮	B	B
			169 スペースゆう情報コーナーの充実（再掲）	44-1-33参照	多様性社会推進課	/	/	/
			170 情報誌・ホームページの充実	スペースゆう主催講座等の案内は、ホームページのほか北区公式ツイッター・フェイスブックを活用した。情報誌「ゆうレポート」を年3回発行（各5,500部）	多様性社会推進課	対象外	対象外	対象外
			171 講座受講者へのアンケート実施	スペースゆうで実施する講座については、すべて受講者へのアンケートを実施した。アンケート結果については、内容を精査・確認し、今後の講座等の企画に活用している。	多様性社会推進課	十分配慮	A	A
172 登録団体交流会（再掲）	57-158参照	多様性社会推進課	/	/	/			

課題2 区民、関係機関等との連携

課題単位評価

A

施策の方向	取組 (網掛け三重点)	取組 単位 評価	事業名 (網掛け三重点)	事業実績	担当課 (元年度)	配慮度	事業 単位 評価	前年度
区民、関係機関等との連携	66 区民等との協働事業の推進	A	地域スタッフ・登録団体等との協働事業 173 登録団体交流会（再掲） 174	男女共同参画週間事業等に多くの区民の参画・協力を得ることを目的に地域スタッフ会議を運営し、地域スタッフとの協働を図っている。 57-158参照	多様性社会推進課	十分配慮	A	A
	67 情報発信のための協力店舗の確保	A	情報提供のための協力店舗の確保 176	男女共同参画社会を推進するために、スペースゆう登録団体などが企画及び運営する事業に対して、会場提供及び広報協力などを行う、区民との協働事業を実施している。令和元年度は4団体実施。 うち1団体は新型コロナウイルスの影響により中止。 北区薬剤師会と協力し、薬局店舗にスペースゆう情報誌「ゆうレポート」を配布した。	多様性社会推進課	対象外	対象外	対象外
	68 地域の企業や産業団体などとの共同事業の推進	A	企業向け講座、セミナー等の実施 177	「ワーク・ライフ・バランス推進事業」の周知のため王子法人会の企業向け送付の際にチラシを折り込んだ。 東京商工会議所北支部の会台にて、「ワーク・ライフ・バランス推進事業」の周知チラシを配付した。	産業振興課 多様性社会推進課	十分配慮	A	A
	69 大学、関係機関、地域団体、NPOなどとの課題解決	A	大学・関係機関等との効果的な連携 178	北区男女共同参画推進ネットワークとの共催で、「ねっくとわーくまつり」を開催した。参加者 延べ161名 ・東京家政大学との共催で「子育てママの未来計画」を2回実施した。参加者 延べ155名 ・お茶の水女子大学との協働で公開授業「子ども大統領」を実施した。	多様性社会推進課	十分配慮	A	A

## (5) 男女共同参画配慮度チェック

アゼリアプランに定める取組の中から、男女共同参画の浸透状況をはかるのに適した事業について、チェックリストを使用して、それぞれに計画・立案、実施、結果の各段階で男女共同参画の配慮について、9項目の内容で調査しました。

各所管課が男女共同参画配慮調査票に基づきチェックを行った結果は、次のとおりです。

### (1) 項目別該当数

事業単位評価対象の119事業についての集計です。

項目	項目内容	できた	できなかった	非該当
1	事業の企画・立案にあたり、女性・男性双方（区民又は職員）の意見を聞き、女性と男性の視点が事業に盛り込まれるようにした。	94	0	25
2	男の役割・女の役割という固定的な性別役割分担意識にとらわれない内容にした。	89	0	30
3	女性・男性双方が参加または利用しやすくなるよう工夫した。	86	0	33
4	パンフレット・チラシや申請書の文章、イラストについて、性別にとらわれない表現とするよう配慮した。	100	0	19
5	区民や職員に対し、性別役割分担を前提にした対応を行わないように、女性・男性いずれに対しても同様の態度で対応するようにした。	86	0	33
6	性に起因する問題や安全・健康面等に配慮する必要がある場合、事業を実施する者の性別に配慮した。	32	0	87
7	事業の対象となる女性・男性双方にサービスが及んだ。	75	0	44
8	事業を評価するために必要な男女別の実績データが存在する。	43	0	76
9	事業を実施する者が、事業進行中男女共同参画を配慮・推進していた。	91	0	28

### (2) 総合的な男女共同参画配慮度状況

配慮した項目の割合 配慮した数÷(9-非該当)	男女共同参画配慮度への評価	チェック数
2/3超	十分に配慮した	104
1/3超2/3以下	ある程度の配慮をした	0
1/3以下	配慮が不十分だった	0
非該当(※)	—	15
計		119

※非該当……未実施事業（中止などを含む）、配慮度チェックに適さないと思われるもの

## ●男女共同参画に配慮した具体的内容

### 項目1 事業の企画・立案にあたり、女性・男性双方（区民又は職員）の意見を聞き、女性と男性の視点が事業に盛り込まれるようにした。

#### 【目標1】

##### (No.19/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・ 課内PTで事業の企画立案をおこなっている。PTメンバーには男女が参画している。

##### (No.30/情報教育担当者連絡会の開催/教育指導課)

- ・ 東京都プログラミング教育推進校において、性別に関わらず、今後社会で活躍するために必要となる情報活用能力の一つであるプログラミングをテーマとした。

#### 【目標2】

##### (No.59/孫育て応援プロジェクト/子ども未来課・多様性社会推進課)

- ・ 受講者アンケートの結果をもとに、開催時期や時間を設定し、男性参加を促した。

##### (No.67/ママ応援プロジェクト/子ども未来課)

- ・ 受講者アンケートの結果をもとに、男性職員及び女性職員で開催時期や時間を検討し、実施した。

##### (No.89/生活困窮・ひとり親世帯等の中学生への学習支援事業/子ども未来課)

- ・ 男女問わず、対象となる生徒が参加しやすい事業となるよう心掛けた。

##### (No.97/待機児童解消のための各保育サービスの充実(推)/保育課)

- ・ 子育てに対する不安解消や経済的負担を解消するため、待機児童解消を推進することは、子育て中の方はもちろん、今後に子育てを考えている方の注目するところであり、男女問わず、大きな期待が寄せられている。男女問わず、保育サービスの拡充は求められており、本事業は男女双方の意見を反映したものとなっている。

##### (No.98/延長、休日保育の拡充(推)/保育課)

- ・ 保育を必要とされる方の就労体系に応じて、お子さんを保育園に預けられるようにすることは、男女共同参画の社会を推進する上で欠かせないものである。男女問わず、保育サービスの拡充は求められており、本事業は、男女双方の意見を反映したものとなっている。

#### 【目標3】

##### (No.124/固定的性別役割分担にとらわれない保育活動/保育課)

- ・ 保育園の職員は、職員課、東京都、東京都社会福祉協議会、日本保育協会などのさまざまな専門研修が充実しており、絶えず人権の尊重について、指導されている。各保育園についても、子ども一人ひとりの対応について、日々話し合いを行い、固定的役割分担にとらわれないよう努めている。

##### (No.127/北区教育広報誌「くおん」の発行/教育政策課)

- ・ くおんの編集及び発行は、北区教育委員会広報編集委員会を設置し行っている。女性・男性双方の意見を聞くことができるように、女性と男性のバランスを考慮して、編集委員会の委員の選出を行った。

##### (No.135/図書館における特設コーナーの設置/中央図書館・多様性社会推進課)

- ・ 展示資料の選定に際しては、一般の図書資料選定同様、中立性を最も重視して実施しており、選書、展示の企画運営ともに男女職員により行った。

##### (No.144/防災・復興にかかる各種計画における男女共同参画の推進/防災課)

- ・ 地域防災計画は女性、男性それぞれの視点を踏まえた計画とした。

## 【計画を推進するためのしくみ】

### (No.173/地域スタッフ・登録団体との協働事業/多様性社会推進課)

- ・ 地域スタッフと男女共同参画週間事業をはじめとするイベントの企画をする際には、女性・男性双方の視点が反映されるよう、女性・男性の地域スタッフから意見を求めた。

## 項目2 男の役割・女の役割という固定的な性別役割分担意識にとらわれない内容にした。

### 【目標1】

#### (No.19/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・ 区民向け虐待防止啓発講演会では、男女を問わず区民全般をターゲットにしたテーマを設定した。

### 【目標2】

#### (No.59/孫育て応援プロジェクト/子ども未来課・多様性社会推進課)

- ・ 本講座は、多世代が育児に関われる環境づくりを推進し子育ての輪を広げていくため、祖父母世代向けに講座を実施しているものである。古い固定観念にとらわれず、男女が協力し合って子育てを行うことを視点にしたプログラムを取り入れている。

#### (No.67/ママ応援プロジェクト/子ども未来課)

- ・ 本講座は、多世代が育児に関われる環境づくりを推進し、子育ての輪を広げていくため、実施している「みんなで育児応援プロジェクト」のひとつとして実施しており、父親向け、母親向け、祖父母向け講座を展開しており、各講座においては、古い固定観念にとらわれず、男女が協力し合って子育てを行うことを視点に入れて実施している。

#### (No.80/母子・父子家庭自立支援プログラム/生活福祉課)

- ・ 申込者の希望や適性に基づいた就労支援を行っている。性別役割分担にこだわらず、求職の職種の範囲を広げるよう助言している。

#### (No.96/教育相談事業/教育総合相談センター)

- ・ 両親が協力しあって、子育てにつながられるよう、父親と母親というそれぞれの役割という観点からだけでなく、両親が同じ立場で子育てに取り組むことができるようなスタンスで相談に応じた。

### 【目標3】

#### (No.127/北区教育広報誌「くおん」の発行/教育政策課)

- ・ 掲載する記事を選定する際は、性別を限定した記事にならないように常に意識して選定を行った。

#### (No.128/いじめ防止条例の周知・推進/教育指導課)

- ・ いじめは男女の性別によるものではないため、男女に関係なく、周知・啓発を行った。

#### (No.132/スクールカウンセラー活用事業/教育総合相談センター)

- ・ 相談に応じる中で、「男性はこうあるべき、女性はこうあるべき」という男女の性役割にとらわれる両親の思考が柔軟になり、気づきにつながるような言葉がけを多くするよう心掛けた。

#### (No.135/図書館における特設コーナーの設置/中央図書館・多様性社会推進課)

- ・ 展示資料については、多角的な視点から幅広く選書しており、意見の分かれる分野については双方の立場の資料をバランスよく集めるよう意識している。

#### (No.144/防災・復興にかかる各種計画における男女共同参画の推進/防災課)

- ・ 性別による役割分担の意識にかかわる内容は除した計画策定に努めている。

#### (No.152/北区区民大学の実施/生涯学習・学校地域連携課)

- ・ 高度な学習機会を提供することにより、固定的な性別役割分担意識などにとらわれることなく、変化する社会に対応しながら自分らしく生きていくための学びの場とした。

## 【計画を推進するためのしくみ】

### (No.178/大学・関係機関との効果的な連携/多様性社会推進課)

- ・ 区立小学校で試行実施した土曜公開授業では、男の子と女の子の固定的なイメージに囚われることなく、異なる考え方を受け入れる大切さを学ぶ内容とした。

## 項目3 女性・男性双方が参加または利用しやすくなるよう工夫した。

### 【目標1】

#### (No.41/特定健康診査・特定保健指導/国保年金課)

- ・ 特定保健指導は、平日の昼間・夜間、土日祝日・夜間の枠を設けて、利便性に配慮して実施した。

### 【目標2】

#### (No.58/パパ応援プロジェクト(パパ講演会・パパスクール)(推)/子ども未来課・多様性社会推進課)

- ・ 開催日時を日曜日の午前中とすることで男性参加を促した。

#### (No.84/ひとり親家庭向け相談事業/子ども未来課)

- ・ 面接相談以外に、電話やメールでの相談も行っている。

#### (No.87/「子どもの貧困と支援」に関する区民向け講演会/子ども未来課)

- ・ 講演会実施にあたり、勤労者・主婦・子育て中の方を問わず参加しやすくなるよう平日ではなく土曜日開催とし、保育付きで開催するなど配慮した。

#### (No.94/子育て相談事業/子どもわくわく課)

- ・ 児童館に来館して相談する以外に、電話相談も行っている。

#### (No.96/教育相談事業/教育総合相談センター)

- ・ 相談時間をご両親が共に来所できるような時間を設定するよう心掛けた。また、調整が整わない場合には行き違いが生じないように、相談内容を記した資料を提供するなど家庭内での共通理解につながるよう配慮した。

### 【目標3】

#### (No.120/人権教育研修/保育課)

- ・ 研修は男女の区別なく参加できる事業としている。

#### (No.124/固定的役割分担にとられない保育活動/保育課)

- ・ 保育園のイベントは男女の区別なく参加できる内容としている。

#### (No.131/スクールソーシャルワーカー活用事業/教育総合相談センター)

- ・ 仕事をしている保護者からの相談に応じ易くするため、スクールソーシャルワーカーの勤務時間を柔軟に変更し、相談者のニーズに配慮した。

#### (No.132/スクールカウンセラー活用事業/教育総合相談センター)

- ・ 仕事をしている保護者からの相談に応じ易くするため、スクールカウンセラーの勤務時間を柔軟に変更し、相談者のニーズに配慮した。

#### (No.152/北区区民大学の実施/生涯学習・学校地域連携課)

- ・ 性別を問わず取り組めるテーマや条件設定(曜日・時間帯等)について配慮した。

**項目4 パンフレット・チラシや申請書の文章、イラストについて、性別にとらわれない表現とするよう配慮した。**

**【目標1】**

**(No.7/母子・父子、婦人相談/生活福祉課)**

- ・ 法や制度により、対象者が女性に限定されている場合は、その旨を明記した。父子家庭の父も利用できる事業制度等については、「ひとり親（母子・父子）」と表記している。

**(No.19/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)**

- ・ リーフレットのイラストには男性も女性も登場しており、知的障害者にもわかりやすいよう振り仮名入りで作成した。

**(No.41/特定健康診査・特定保健指導/国保年金課)**

- ・ 特定健康診査は、国保の資格・年齢で対象者が決定するため、性別にはとらわれていない。特定保健指導についても、特定健康診査を受信し、保健指導判定値に該当した方が対象者となる。そのため、性別にとらわれることはない。

**【目標2】**

**(No.59/孫育て応援プロジェクト/子ども未来課・多様性社会推進課)**

- ・ チラシや配布資料に使用するイラストに性別の偏りが出ないように配慮した。

**(No.72/留守家庭児童対策事業（学童クラブの充実）（推）/子どもわくわく課)**

- ・ パンフレット等作成時には、性別にとらわれない表現とするよう配慮した。

**(No.84/ひとり親家庭向け相談事業/子ども未来課)**

- ・ パンフレット作成にあたっては男女にとらわれない内容になるよう配慮した。

**(No.88/生活困窮・ひとり親世帯等の小学生への学習支援事業/生活福祉課)**

- ・ チラシでは性別にとらわれないものを利用した。

**(No.89/生活困窮・ひとり親世帯等の中学生への学習支援事業/子ども未来課)**

- ・ チラシ作成にあたっては男女にとらわれない内容になるよう配慮した。

**(No.97/待機児童解消のための各保育サービスの充実（推）/保育課)**

- ・ 保育園の入園案内や保護者説明会（保育園の指定管理への移行や耐震工事）の資料など、性別にとらわれるような表現はなく、イラストには男女双方を描いている。

**(No.98/延長、休日保育の拡充（推）/保育課)**

- ・ 保育園の利用案内や事業チラシなど、性別にとらわれるような表現はなく、イラストなどは、男女双方を描いている。

**【目標3】**

**(No.124/固定的性別役割分担にとらわれない保育活動/保育課)**

- ・ 保育園で作成するチラシは、性別にとらわれるような表現は無いよう十分配慮している。

**(No.127/北区教育広報誌「くおん」の発行/教育政策課)**

- ・ 児童等のイラストを掲載する際は、男女両方のイラストを使用し、身長差等の体格的な違いがないように配慮した。

**(No.139/家庭教育学級/生涯学習・学校地域連携課)**

**(No.152/北区区民大学の実施/生涯学習・学校地域連携課)**

- ・ 受講者募集チラシ作成にあたって、文言・イラスト等性別にとらわれない表現に配慮した。

**項目5 区民や職員に対し、性別役割分担を前提にした対応を行わないように、女性・男性いずれに対しても同様の態度で対応するようにした。**

## 【目標1】

### (No.19/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・ 窓口や電話での相談やケース対応では、すべての事案に公平、平等に対応している。

### (No.30/情報教育担当者連絡会の開催/教育指導課)

- ・ 男女問わず同一の対応としている。

## 【目標2】

### (No.83/ひとり親家庭向けの生活支援講習会・交流事業/子ども未来課)

- ・ 男性・女性関係なく同じ内容で実施できるよう考慮した。

### (No.87/「子どもの貧困と支援」に関する区民向け講演会/子ども未来課)

- ・ 男女関係なく地域で子どもを支えていくことを伝えていけるよう配慮した。

### (No.94/子育て相談事業/子どもわくわく課)

- ・ 児童館職員に対して、専門相談員による研修を行い、相談者への対応の仕方をレクチャーした。

### (No.96/教育相談事業/教育総合相談センター)

- ・ 相談者への対応は男女で分けることなく、母親でも父親でも同じように対応した。

## 【目標3】

### (No.123/いじめ対応研修/教育指導課)

- ・ 子ども、保護者と明記し、性別を感じさせない表現とした。

### (No.131/スクールソーシャルワーカー活用事業/教育総合相談センター)

- ・ 父親、母親いずれからの相談であっても差異をつけることなく、等しく対応した。

### (No.132/スクールカウンセラー活用事業/教育総合相談センター)

- ・ スクールカウンセラー研修などの場を通じて、相談者の性別、年齢、立場などで差異を付けることが無いよう、その都度確認を行い、基本に忠実な相談となるよう心掛けた。

### (No.144/防災・復興にかかる各種計画における男女共同参画の推進/防災課)

- ・ 訓練等では、口頭及び文字表現にて性別役割分担とならないよう配慮していた。

項目6 性に起因する問題や安全・健康面等に配慮する必要があった場合、事業を実施する者の性別に配慮した。

## 【目標1】

### (No.7/母子・父子、婦人相談/生活福祉課)

- ・ 女性相談・母子相談は、性に起因する問題や相談者の心情に配慮する必要があるため、専門の婦人相談員・母子・父子自立支援員（女性）が対応している。

### (No.19/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・ 性的虐待事案のケースや身体的虐待事案で身体状況の確認を要する場合などでは、被虐待者と同性の職員を担当につけ、対応するようにしている。

## 【目標2】

### (No.58/パパ応援プロジェクト（パパ講演会・パパスクール）（推）/子ども未来課・多様性社会推進課)

- ・ 男性児童館職員が従事することで、参加者の男性が話しやすい環境を整えた。

### (No.84/ひとり親家庭向け相談事業/子ども未来課)

- ・ 女性からの相談が多いため、性に関する配慮から女性相談員を配置している。

### (No.96/教育相談事業/教育総合相談センター)



- ・ 女子児童・生徒の健康面・身体面の相談の際には女性相談員が対応するように配慮した。
- (No.107/就職支援講座(推)/産業振興課)
- ・ 女性参加者の健康相談等を受ける際、女性相談員が対応できるように体制を整えた。

### 【目標3】

(No.123/いじめ対応研修/教育指導課)

- ・ 性同一性障害から起因するいじめもあり、当該学校に想定される児童・生徒がいると常に考え、教育活動を行うよう周知した。

(No.131/スクールソーシャルワーカー活用事業/教育総合相談センター)

- ・ 女子児童・生徒の健康面・身体面の相談の際には女性相談員が対応するように配慮した。

(No.132/スクールカウンセラー活用事業/教育総合相談センター)

- ・ 男性カウンセラーが女子児童、生徒の身体面を含んだ相談に応じる際には、女性の養護教諭や女性の担任教諭に協力を依頼するなどし、相談しやすい環境整備や配慮を心掛けた。

(No.144/防災・復興にかかる各種計画における男女共同参画の推進/防災課)

- ・ 災害時、避難所生活等における女性の悩み相談に対応できるよう、体制構築に配慮している。

## 項目7 事業の対象となる女性・男性双方にサービスが及んだ。

### 【目標1】

(No.19/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・ 虐待者、被虐待者とも男性もいれば女性もいて、区別することなく虐待防止に向けて対応している。

(No.41/特定健康診査・特定保健指導/国保年金課)

- ・ 特定健康診査・特定保健指導ともに個別性が高いため、会場設営等ではプライバシー保護の面からも十分配慮している。

### 【目標2】

(No.59/孫育て応援プロジェクト/子ども未来課・多様性社会推進課)

- ・ 講座内容について、性差による可能・不可能がでないよう配慮した。

(No.87/「子どもの貧困と支援」に関する区民向け講演会/子ども未来課)

- ・ 講演会実施にあたり、勤労者・主婦・子育て中の方を問わず参加しやすくなるよう平日ではなく土曜日開催とし、保育付きで開催するなど配慮した。

(No.96/教育相談事業/教育総合相談センター)

- ・ 母子家庭や父子家庭などの特別な事情以外はできるだけ、両親そろっての相談に応じるように心掛けた。

### 【目標3】

(No.131/スクールソーシャルワーカー活用事業/教育総合相談センター)

(No.132/スクールカウンセラー活用事業/教育総合相談センター)

- ・ 母子家庭や父子家庭などの特別な事情以外はできるだけ、両親そろっての相談に応じるように心掛けた。

(No.144/防災・復興にかかる各種計画における男女共同参画の推進/防災課)

- ・ 備蓄物資の推進は、女性、男性すべての年齢層等を視点にした物資計画とした。

## 項目8 事業を評価するために必要な男女別の実績データが存在する。

## 【目標1】

(No.19/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・ 相談受付台帳に性別欄を設け、集計可能としている。

(No.41/特定健康診査・特定保健指導/国保年金課)

- ・ 特定健康診査・特定保健指導ともに、事業評価のために実績データを作成している。

## 【目標2】

(No.57/親育ちサポート事業(NP講座)/子ども未来課)

(No.58/パパ応援プロジェクト(パパ講演会・パパスクール)(推)/子ども未来課・多様性社会推進課)

- ・ 受講者アンケート、参加人数

(No.59/孫育て応援プロジェクト/子ども未来課・多様性社会推進課)

- ・ 参加者アンケートは、男女別のクロス集計も行っている。

## 【目標3】

(No.123/いじめ対応研修/教育指導課)

- ・ 研修参加した教員からアンケートをとり、分析している。

# 項目9 事業を実施する者が、事業進行中男女共同参画を配慮・推進していた。

## 【目標1】

(No.19/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・ 虐待防止センターのスタッフは男女の職員を配置し、協働で対応している。

(No.30/情報教育担当者連絡会の開催/教育指導課)

- ・ 男女ともに必要な内容となるよう、指導主事が対応している。

(No.41/特定健康診査・特定保健指導/国保年金課)

- ・ 今後も、事業委託期間、事業関係機関と意見交換・情報共有を重ね、対象者に十分配慮しながら事業を推進していく。

## 【目標2】

(No.59/孫育て応援プロジェクト/子ども未来課・多様性社会推進課)

- ・ 講座での発表の際に、参加の少ない男性にも発表してもらう機会を設けた。

(No.72/留守家庭児童対策事業(学童クラブの充実)(推)/子どもわくわく課)

- ・ 各種行事等を企画する際は、男児・女児を問わず、全ての児童が参加しやすい事業とするよう心掛けた。

(No.87/「子どもの貧困と支援」に関する区民向け講演会/子ども未来課)

- ・ 子どもは男女問わず地域で支えていくという内容で講演会を実施した。

(No.96/教育相談事業/教育総合相談センター)

- ・ 相談に応じる中で、「男性はこうあるべき、女性はこうあるべき」という男女の性役割にとらわれる両親の思考が柔軟になり、気づきにつながるような言葉がけを多くするよう心掛けた。

## 【目標3】

(No.124/固定的性別役割分担にとられない保育活動/保育課)

- ・ 保育園は、お子さんを家庭で保育できない場合に、保護者にかわって保育を行う施設であるため、男性・女性に関わらず、子育て世帯に有益となるサービスを推進している。

(No.135/図書館における特設コーナーの設置/中央図書館・多様性社会推進課)

- ・ 展示資料の選定に際しては、女性男性の性別役割にとらわれず資料を選定し、一般の図書資料選定同様、展示の企画運営ともに男女職員により行った。

**(No.144／防災・復興にかかる各種計画における男女共同参画の推進／防災課)**

- ・ 性別や年齢すべてを配慮した計画内容とした。

## 2. 今後の取組み

### (1) 第6次アゼリアプラン策定の経緯

第1章に記載のとおり、北区では、「北区男女共同参画条例」に基づき、豊かで暮らしやすい地域社会の実現に向けた基盤整備を行うため、男女共同参画施策の総合的な推進を図るための行動計画である「アゼリアプラン」を策定し、様々な取組みを推進しています。

平成27年(2015年)3月に策定した「第5次アゼリアプラン」(平成27年度～平成31年度)の計画期間の終了に伴い、令和2年度からの五か年の計画として令和2年(2020年)3月に「第6次アゼリアプラン」を策定しました。

この計画は、平成30年度(2018年度)に実施した「北区男女共同参画に関する意識・意向調査」を基礎資料とし、区長の附属機関である「北区男女共同参画審議会」から令和元年(2019年)5月に示された答申を踏まえ、全庁的な策定体制により施策の検討を行いました。その後、令和元年(2019年)11月に取りまとめた「北区男女共同参画行動計画(第6次アゼリアプラン)中間のまとめ」(案)に対するパブリックコメント(意見募集)の実施や、北区男女共同参画審議会の審議や区議会からの意見聴取を経て、本計画を策定しています。

第6次アゼリアプランでは、第5次アゼリアプランの骨子を基本的に継承しながらも、社会状況等の変化を踏まえ、新たな課題も積極的に取り入れてより実効性のある内容とし、女性の活躍に関する取組みを加えて4つの目標を掲げています。

#### 計画がめざす地域社会の姿

- (1) 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会
- (2) ワーク・ライフ・バランスが実現する地域社会
- (3) あらゆる分野で女性が活躍する地域社会
- (4) 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

なお、アゼリアプランの実効性を高めるため、計画の進捗状況の確認と評価を行う評価システムについては、引き続き実施していきます。

また、計画に掲げた課題の解決に向けて、毎年度「重点取組」を選定し、課題解決に向けた取組を進めていきます。

※第6次アゼリアプランについては、詳しくはホームページ等をご覧ください。  
<http://www.city.kita.tokyo.jp/tayosei/kurashi/jinken/azeleaplan-6.html>

## (2) 第6次アゼリアプラン 令和2年度事業の重点取組

### 目標Ⅰ 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

課題	取組	内容
1 配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援	配偶者等からの暴力の防止に関する啓発	配偶者や交際相手からの暴力は、犯罪となる重大な人権侵害であるという認識を、講座、情報誌等により、広く区民に向け意識啓発を行います。
2 性別等にかかわる人権侵害防止への取組み	多様性を尊重した人権意識の啓発	人種、信条、年齢、性別、性自認、性的指向、社会的身分等により、人権侵害がおこらないように、あらゆる人々の人権についての理解促進を図ることにより意識啓発を行います。
3 生涯を通じた心と体の健康支援	健康増進のための支援	男女がともに生涯健康な生活を送ることができるよう、意識づくりや生活習慣の改善を図るための様々な支援を行います。
4 性の多様性の理解促進	性の多様性の正しい理解のための意識啓発	区民に対し、性の多様性に関する正しい理解と知識を身につけるため、パンフレット・情報誌による啓発・情報提供を行うとともに、区職員に対する研修等を行います。

### 目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスが実現する地域社会

課題	取組	内容
1 ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業等への支援	ワーク・ライフ・バランスに積極的に取組んでいる区内中小企業等を顕彰し、企業の取組事例等を広くPRするなど、取組を支援します。また、アドバイザーを派遣し、ワーク・ライフ・バランスに取組む企業等をサポートします。
2 子育てや介護・看護と仕事の両立に向けた支援	困難を抱える家庭への支援	生活困窮・ひとり親家庭等の困難を抱える家庭へ各種生活支援・給付事業などを行うとともに、経済的な自立に向けた支援や子どもへの学習支援を行います。

### 目標Ⅲ あらゆる分野で女性が活躍する地域社会

課題	取組	内容
1 女性活躍のための環境整備	女性活躍推進法に基づく協議会の運営	女性活躍推進協議会を設置し、女性活躍推進法に係る関係機関と連携し、課題解決を検討します。
2 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援	起業のための知識、情報提供	起業のために必要な知識・情報を提供する講座を実施するほか、関係機関と連携して支援します。
3 意思決定過程への女性の参画推進	町会・自治会等、地域社会における女性リーダーの育成支援	地域団体のリーダーへの女性の登用について、地域団体の学習会への出前講座やパンフレット・情報誌等による情報提供により、意識啓発を行います。

### 目標Ⅳ 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

課題	取組	内容
1 育ちの場における男女共同参画意識の形成	小・中学校、幼稚園、認定子ども園、保育園での意識啓発	学校等での日常活動の中で、子どもたちに男女共同参画の考え方を身につけられるよう、長期的な意識啓発に努めます。
2 日常生活における男女共同参画の推進	女性参画の促進と女性防災人材の育成	男女双方の視点に配慮した防災対策を策定するとともに、男女共同参画の視点を活かした防災セミナーを実施し、女性防災人材の育成を進めます。

### 計画を推進するためのしくみ

課題	取組	内容
1 区の推進体制の充実	幅広い区民参加の推進	多くの区民が講座や講演会等に参加できるよう、各種事業を効果的に実施します。
2 区民・関係機関等との連携・協働	関係機関、地域団体、NPO等との連携	北区男女共同参画推進ネットワークやスペースゆう登録団体等との連携を強化し、関係機関、地域団体、NPO等の地域団体との協働事業を通じて、男女共同参画の取組を推進します。

### 第3章 男女共同参画苦情解決委員会の状況

#### 1. 令和元年度北区男女共同参画推進に関する苦情の申出状況

区では、北区男女共同参画条例（平成18年6月制定）に基づき、平成19年1月より、男女共同参画推進に関する苦情の申出を受け付けています。

令和元年度の苦情等の申出は、0件でした。

#### 2. 令和元年度北区男女共同参画苦情解決委員会の開催状況

令和2年2月に開催を予定していたが、不急のため未開催とした。

## ■参考資料■

# 東京都北区男女共同参画条例

(平成18年6月30日 条例第43号)

日本国憲法は個人の尊重と法の下での平等をうたい、また、国際連合を中心とした国際社会は、女性に対するあらゆる分野における差別を撤廃することに積極的に取り組んできた。さらに、配偶者への暴力をはじめ、暴力は個人の尊厳と人権を踏みにじるものであり、暴力を生み出す社会の問題としてとらえ、暴力の根絶への取組が始まっている。すべての人が共にそれぞれの個性と人格を尊重しあい、差別のない社会をつくること、これは我が国及び国際社会の悲願である。我が国はそれを二十一世紀の最重要課題と位置付け、男女共同参画社会基本法を制定した。

しかし、これは国と国際社会の取組みだけでは実現できない。地域社会において、男女が共同して社会に参画し、生活の中の身近な取組みを積み上げていくことにより、等しくそれぞれの個性と人格が尊重される社会が実現される。北区では、これまで男女共同参画社会の実現のための取組みを進めてきたが、いまだ、解決すべき様々な課題がある。

男女共同参画を推進することにより、すべての個人が等しく尊重される、豊かで暮らしやすい地域社会を実現することを目指して、ここに、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

**第一条** この条例は、男女共同参画社会の実現に関し基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の実現に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる地域社会を実現することを目的とする。

### (用語の定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野（以下「あらゆる分野」という。）に参画すること（以下「男女共同参画」という。）の機会が

確保され、もつて男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

二 積極的格差是正措置 あらゆる分野における男女間の参画に関する格差を是正するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対して機会を積極的に提供することをいう。

三 区民 区内に居住し、又は区内に在勤し、若しくは在学する個人をいう。

四 事業者 営利又は非営利にかかわらず、区内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

五 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は相手の生活環境を害することをいう。

### (基本理念)

**第三条** 男女共同参画社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

一 すべての区民はその人権が尊重され、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別を受けず、個性と能力を発揮できる機会が確保されること。

二 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度及び慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること。

三 すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策及び方針の立案及び決定に共に参画できる機会が確保されること。

四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。

五 すべての区民が相互の協力及び社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること。

六 すべての区民が互いの性を理解し、互いにその意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。

七 男女共同参画の推進は、地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に行われること。

### （性別による権利侵害の禁止）

**第四条** 何人も、あらゆる分野において、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別的取扱いを行つてはならない。

2 何人も、あらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者への暴力その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為（以下「暴力的行為」という。）を行つてはならない。

### （あらゆる情報の公表への配慮）

**第五条** 何人も、あらゆる情報の公表に当たっては、性別に起因する人権侵害を助長することのないよう、かつ、セクシュアル・ハラスメント及び暴力的行為を誘発することのないよう配慮するものとする。

### （区の責務）

**第六条** 区は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下「関連施策」という。）を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 区は、関連施策を実施するために、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。

3 区は、関連施策の実施にあたり、区民、事業者並びに国及び都その他の地方公共団体と積極的に連携及び協力するものとする。

### （区民の責務）

**第七条** 区民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、あらゆる分野の活動において男女共同参画の推進に取り組むよう努めるものとする。

2 区民は、区及び事業者との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

### （事業者の責務）

**第八条** 事業者は、基本理念に基づき、事業活動において男女共同参画を推進し、男女が育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができるよう努めるものとする。

2 事業者は、区及び区民との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

## 第二章 基本的施策等

### （基本的施策）

**第九条** 区は、男女共同参画を推進するため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

一 すべての区民が性別による差別を受けることなく、個性と能力を発揮することが尊重される社会の実現を目的とした、区民及び事業者への啓発、調査研究、広報活動、情報提供及び情報収集に関する施策

二 セクシュアル・ハラスメント及び配偶者等への暴力の防止並びに被害者の保護及び支援に関する施策

三 あらゆる分野の活動の意思決定過程への参画に関する格差が男女間に生ずることのないよう必要な措置を講ずるための施策

四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた学習機会の提供、啓発、研修その他男女共同参画の推進に資する教育のために必要な施策

五 すべての区民が共に育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことを支援する施策

六 すべての区民が互いの性と人権を尊重し、共に健康な生活を営むことを支援する施策

七 前各号に掲げるもののほか、第三条に規定する基本理念を実現するために必要な施策

### （行動計画）

**第十条** 区長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 区長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ第十三条に規定する東京都北区男女共同参画審議会に諮問するとともに、区民及び事業者の意見を反映できるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 区長は、行動計画を策定したときは、これを広く区民に公表するものとする。

4 前二項の規定は、行動計画の変更について準用する。

### （年次報告）

**第十一条** 区長は、毎年度、行動計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

### （拠点施設）

**第十二条** 区長は、第九条に掲げる基本的施策を推進するため



の拠点施設を設置し、区民及び事業者による男女共同参画に関する活動への支援、相談、情報提供、情報収集その他男女共同参画施策の推進に関する事業を実施するものとする。

### 第三章 男女共同参画審議会

#### (設置)

**第十三条** 男女共同参画の推進を図るため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。
  - 一 区長の諮問に応じて、第十条第二項及び第四項の規定により行動計画の策定及び変更について調査審議し、答申すること。
  - 二 行動計画の推進及び進捗状況その他男女共同参画推進に関する事項について調査研究を行い、区長に意見を述べること。
  - 三 第十五条第四項により、同条に規定する東京都北区男女共同参画苦情解決委員会から意見を求められたときに、意見を表明すること。
  - 四 その他男女共同参画推進に関し区長が必要と認めること。
- 3 審議会の委員は、二十人以内とし、男女共同参画の推進に理解と識見を有するものの中から区長が委嘱又は任命する。
- 4 審議会の委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める。

### 第四章 苦情への対応

#### (苦情の申出と処理)

**第十四条** 区民及び事業者は、区長に対し次の各号に掲げる事項に関し苦情の申出をすることができる。

- 一 区が実施する男女共同参画施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事項
  - 二 前号に規定するもの以外の性別による差別等男女共同参画の推進を阻害すると認められる事項
- 2 区長は、前項に規定する苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）に対し、男女共同参画に資するように適切に対応し、処理するものとする。
  - 3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については苦情の申出をすることができない。

- 一 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項
- 二 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決若しくは決定のあった事項
- 三 区議会で審議中又は審議が終了した事項
- 四 前項の規定による苦情の申出に対し行われた処理に関する事項

#### (男女共同参画苦情解決委員会の設置)

**第十五条** 区長は、苦情の申出を適切かつ迅速に処理するため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画苦情解決委員会（以下「苦情解決委員会」という。）を設置する。

- 2 区長は、苦情の申出がなされたときは、速やかに苦情解決委員会に諮問しなければならない。
- 3 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合は、苦情の申出に係る必要な調査を行い、必要な措置について区長に答申するものとする。
- 4 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合において、必要と認めるときは審議会に意見を求めることができる。
- 5 苦情解決委員会の委員は、三人以内とし、男女共同参画の推進に深い理解と識見を有する者の中から、区長が委嘱する。
- 6 苦情解決委員会の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、苦情解決委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第五章 雑則

#### (委任)

**第十六条** この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

#### 付 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年七月一日から施行する。ただし、第十条第二項（審議会に係る部分に限る。）、第三章（第十三条第二項第三号の規定は除く。）及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分を除く。）の規定は、平成十八年十月一日から、第十三条第二項第三号、第四章及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分に限る。）の規定は、平成十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に策定されている東京都北区アゼリアプランは、第十条第一項の規定により策定された行動計画とみなす。

北区男女共同参画行動計画 第5次アゼリアプラン  
事業実績報告書【令和元年度】

★発行 令和2年9月  
北区総務部多様性社会推進課  
北区王子 1-11-1 北とぴあ5階  
03-3913-0161 (ダイヤルイン)

刊行物登録番号  
2-1-075



東京都北区  
パープルリボンシンボルマーク